

第4期

三木市地域福祉計画

令和4年3月
三木市

はじめに

近年、少子高齢化や人口減少などが進む中、地域福祉を取り巻く状況は、ひきこもりの増加や 8050 問題、介護と育児のダブルケアなど、複雑で複合的な社会問題が顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの生活に多大な影響をもたらし、地域社会は大きく変化しました。こうした社会環境の変化に伴い新たな課題解決に向けた取組が一層求められています。



本市では、社会福祉法に基づき、このたび「第3期三木市地域福祉計画」の取組を評価するとともに、国や県の動向を取り入れ、新たに「第4期三木市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画においては、住民主体の活動が活発に展開される環境づくりの重要性という前計画からの基本的な考えを引き継ぎ、市民の皆様と行政が目標を共有し、連携・協働の取組を深め、地域福祉の推進を目指すこととしています。

20年、30年先の三木市のあるべき姿を想像し、基本理念である「互いに支え合い、誰もが自分らしく暮らせる豊かな『地域社会』を創り、育み、守る」の実現に向けて、皆様と共有し、連携・協働して取り組んでまいります。今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました三木市社会福祉審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、関係機関など策定に向け、ご尽力いただいた関係各位に対し、心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

三木市長 仲田一彦

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	地域福祉計画とは	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の期間	5
5	計画の策定方法	5
6	計画の推進	6
7	地域福祉の推進とSDGs	8
第2章	本市の地域福祉における現状と課題	9
1	近年の地域福祉に関する国内の動向	9
2	人口や世帯の状況	10
3	支援を必要とする人の状況	14
4	アンケート調査の結果について	19
5	ヒアリング調査等の結果について	23
6	本市の現状を踏まえた計画の見直しの方向	26
第3章	計画の基本的な考え方	27
1	基本理念	27
2	基本方針	27
3	施策体系	28
第4章	分野別の取組	29
	基本方針1：互いにつながり支え合う関係づくり	29
	基本方針2：誰もが自分らしく暮らせる環境づくり	37
	基本方針3：誰一人取り残さない支援と協働の仕組みづくり	52
第5章	計画の推進体制	62
1	計画の周知	62
2	計画の進捗管理	62
3	社会福祉協議会（地域福祉活動計画）との連携	62
資料編	63
1	地域カルテ	64
2	用語集	84
3	三木市社会福祉審議会条例	91
4	三木市社会福祉審議会委員名簿	93
5	計画の策定経過	94

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄となり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧されています。このような中、分野別の福祉行政を中心として取り組まれてきた、子育て世代、高齢者、障がい者・児に対する支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、虐待等）に加え、生活者としての外国人住民の増加もあり、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取組が求められています。

国においては、平成28（2016）年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がいのある人、子どもなど、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針が提示されました。また、同年7月には『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が設置され、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性が示されています。

その後、平成30（2018）年4月施行の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」における社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が市町村において努力義務とされ、これを受けて市町村地域福祉計画のための策定ガイドラインが新たに示されました。令和2（2020）年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域福祉の推進に向け、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」ことが示されるとともに、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

三木市（以下、「本市」と言う。）においては、これまで3期にわたる地域福祉計画を策定し、地域における様々な福祉課題に共通する問題への対応と、市民・事業者・社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組む体制づくりを進めてきました。このたび、第3期計画の最終年度を迎え、この間の国の政策動向や本市の現状を踏まえて計画を見直し、「第4期三木市地域福祉計画」（以下、「本計画」と言う。）を新たに策定しました。

2 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

地域福祉計画の策定にあたっては、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とすることが必要とされています。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられています。

社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

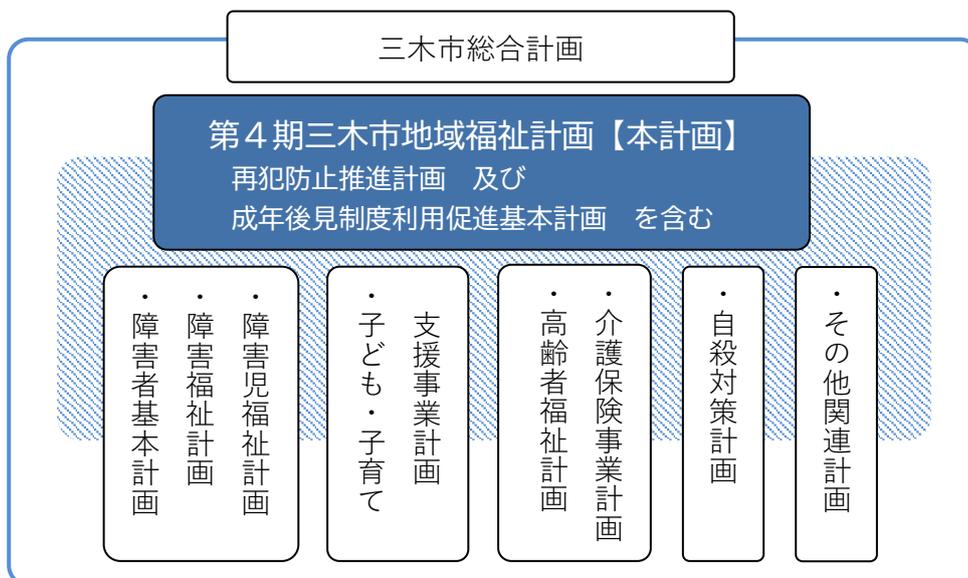
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

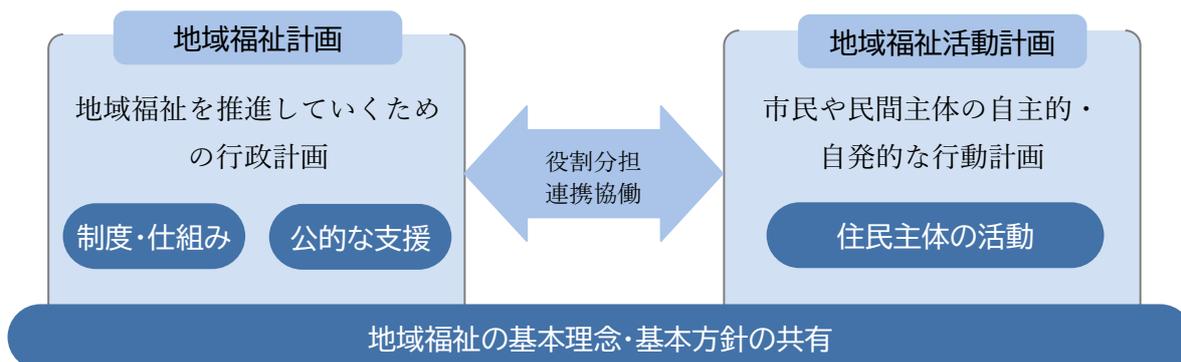
3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として、同条に定める地域福祉の推進に関する事項について定めたものです。また、地域福祉と一体的な取組が求められる再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項）及び成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項）についても、本計画に包含するものとします。

本市における福祉分野の計画には、各種障害者計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、自殺対策計画等があります。本計画はこれらの上位計画として、それぞれの分野で共通して地域において住民・関係団体と連携して取り組まれるべき地域福祉の推進に関する施策・事業が、より効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。そのため、本市行政の最上位計画である総合計画に基づき、各分野の福祉計画との連携・整合を図りながら、策定するものとなります。



また、三木市社会福祉協議会が中心となって策定し、住民主体の地域福祉活動について定める地域福祉活動計画と、基本理念・基本方針を共有し、相互に連携・協働しながら地域福祉の推進に取り組むものとします。



福祉領域の分野別計画について、特に本計画と関係の深い障害福祉、子ども・子育て支援、高齢者福祉、自殺対策に関する各計画と、本計画が共有すべき理念や考え方については、次のようにまとめることができます。

○共生社会の実現（障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）

障がいの有無にかかわらず、三木市民誰もが相互に人格と個性を尊重され、等しく社会参加する共生社会の実現に向けて取り組みます。障がいのある人の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のため、可能な限り必要な配慮や調整を行う合理的配慮を社会全体に広げていくことは、すべての障がい福祉施策に共通する指針となります。

また、障がいのある人が地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会をつくるのが、共に安心して暮らせるまちの実現につながります。

誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

○人がつながり子どもが育つまちづくり（子ども・子育て支援事業計画）

人と人がつながり、子どもを家庭や地域などで共に育て、子どもがすこやかに育つまちづくりを進めていくことを目指します。就学前教育・保育の質の確保と充実、子育て家庭への支援の充実・子育てしやすい環境づくりにより、子育てしやすいまちづくりを推進します。

○地域包括ケアの推進（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

三木市で暮らす高齢者が、生きがいや楽しみを持ちながら、充実した生活を送ることができ、暮らしを目指します。介護が必要になっても、住み慣れた地域で継続して自立した日常生活を送ることができるように、引き続き医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアを推進します。

また、地域コミュニティにおける絆やつながりの重要性に鑑み、自助を支える互助・共助を軸とした、安心して暮らせる支え合いの地域社会に資する仕組みづくりにより、地域コミュニティの発展、問題解決に向けた様々な主体による連携体制の確保を推進します。

○生きることの包括的な支援（自殺対策計画）

誰もが健康で安心でき、生き生きと暮らすやさしいまちづくりと、市民一人ひとりが自殺対策における役割等を担うという意識の共有を基本目標とし、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識の共有を目指します。

4 計画の期間

本計画は令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。



5 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、本市の附属機関である「三木市社会福祉審議会」に計画の策定について諮問し、計画の理念や内容についての審議に基づく答申を受けました。また、庁内においては、関係各課職員及び三木市社会福祉協議会職員によって構成される幹事会を設置し、これまでの取組の評価検証や計画の骨子・素案についての協議を行い、策定作業を進めました。

(2) 各種調査等の実施

市民の地域福祉活動への意識や、地域における課題を明らかにし、本計画策定の基礎資料とすることを目的として、令和3年1月4日から令和3年1月20日にかけて、「地域福祉計画策定に向けた市民アンケート調査」を実施しました。18歳以上の市民を対象として3,000人を無作為抽出し、郵送により調査票を配付・回収し、1,449件の有効回答を得ました（有効回答率48.3%）。

アンケート調査を補完する調査として、民生委員・児童委員や老人クラブ関係者を対象とするヒアリング調査を行い、それぞれの地域における活動の状況や課題について、現状の把握に努めました。

また、本計画について、市民から幅広い意見を募るため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

6 計画の推進

(1) 計画推進の基本的な考え方

高齢化の進展をはじめとする要因により、支援を必要とする人が増加し、生活課題の多様化・複雑化が指摘される一方で、地域住民同士の関係の希薄化が進み、これまで地域社会が担ってきた相互扶助機能の低下が課題となる中、必要な支援を必要な人に届ける役割を行政が単独で担うことは非常に困難な状況となっています。市民が生活していく上での困りごとや困難に際して、自分や家族による自助だけでは対処しきれない場合に、地域住民相互のつながりや助け合いによる互助・共助が豊かに機能するよう働きかけていくことは本計画の重要なポイントであり、また地域福祉の推進にはそうした地域の主体的な働きが不可欠となります。そのような住民相互の支え合い・助け合いである互助・共助と行政による支援である公助が、相互補完的に支援を担っていける社会づくりを目指していく必要があります。

(2) 地域住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚し、市民自らが地域課題の解決に取り組むことで、豊かな「地域社会」を創り、育み、守っていくことが、これからの社会においては必要となります。困っている人がいれば、支え合える暖かみのあるまちをつくっていくため、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから始め、各種講座や地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつなげる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

(3) 地域団体の役割

地域においては、自治会（区長協議会）、市民協議会（まちづくり協議会）、老人クラブをはじめとする地域団体が活動し、住民の交流や支え合いの活動において重要な役割を担っています。自治会は最も多くの市民が加入する地域の相互扶助組織としての役割を担っています。市内 10 地区のコミュニティでそれぞれ組織された市民協議会は、地域住民の団体に構成され、地域の将来目標の達成や地域住民の交流のために必要な事業を行うとともに、住民の生活支援や地域課題の解決への取組が進められています。また、老人クラブは高齢者の交流や見守り等の活動を各地域で実施しています。こうした地域団体が、地域福祉の理念や地域の課題について共有し、行政や関係機関と連携しながら、主体的に課題の解決に取り組んでいくことが期待されると同時に、その活動の活性化を支援していくことも求められます。

(4) 関係機関・関係団体の役割

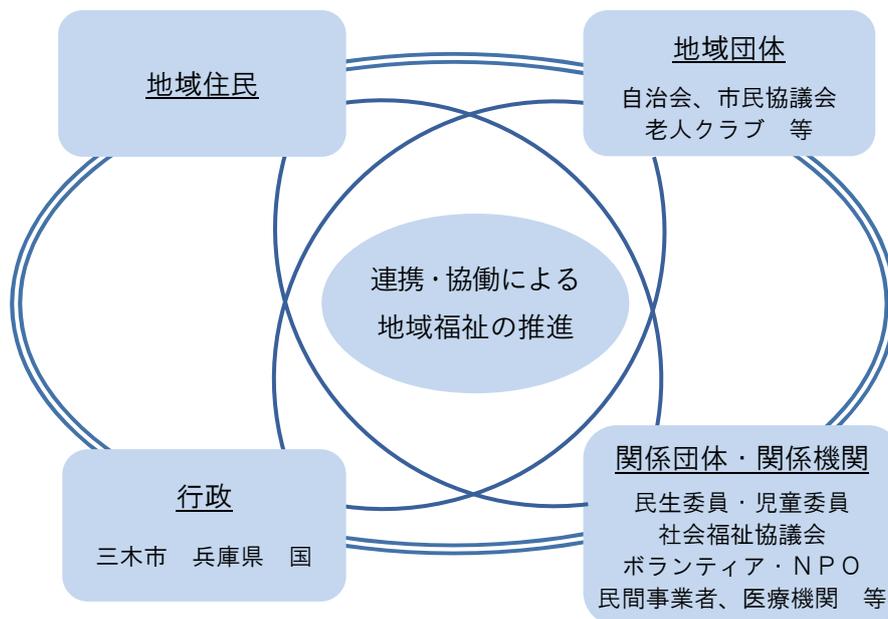
地域においては民生委員・児童委員や社会福祉協議会、ボランティア・NPO、民間事業者、医療機関等、様々な関係機関・関係団体が地域福祉活動に関わって活動しています。これらの関係機関・関係団体が相互に連携しながら地域福祉活動への主体的な関与を広げていくことが、必要な支援が必要な人に届き、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていく上では不可欠です。中でも三木市社会福祉協議会においては、本計画と連携して住民主体の地域福祉活動計画を策定し、住民主体の地域福祉活動を展開していく役割を担っており、その役割を支援するとともに、引き続き連携して地域福祉の推進に取り組んでいく必要があります。

(5) 行政の役割

本計画は、三木市における地域福祉推進の指針となるものです。本計画の推進にあたっては、少子高齢化、地方分権等の社会環境の変化に伴う福祉ニーズの急激な変化に対応しつつ、施策の狭間にある福祉課題へ対応するため、障害福祉、子ども・子育て支援、高齢者福祉等の各部門間の整合性を高めます。また、地域福祉は、福祉・保健・医療をはじめ、人権、教育、就労、住宅、環境など、市民生活と密接に関連する幅広い分野にわたるため、福祉施策だけでなく、全庁的なまちづくりを通じてより効果が見込めるよう、関係部局と緊密な連携を図ります。

また、庁内関係各課だけでなく、地域住民、地域団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア・NPO、民間事業者、医療機関等の関係機関・関係団体との連携を強化し、本計画を効果的に推進します。

■多様な主体の連携・協働による推進



7 地域福祉の推進とSDGs

国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12年（2030年）までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてSDGs（エスディーゼズ：持続可能な開発目標）を定めています。これは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをうたい、発展途上国のみならず、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

国においても、平成28年に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、今後の取組の指針となる「SDGs実施指針」を策定し、令和元年には推進のための具体的施策をとりまとめた『SDGsアクションプラン2020』を決定するなど、施策の充実が図られています。

本市においても、SDGsの実現は、行政分野の枠を超えて全庁的に取り組むべき指針として位置づけています。とりわけ地域福祉の分野においては、行政だけではなく、市民、企業、多様な団体・機関のパートナーシップによって、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念は、地域共生社会の実現を目指すという基本的な考えにおいて共通するものとなっています。そこで本計画においても、SDGsの実現を計画の基本的な方向性を示すものとして位置づけ、計画全体を通して取り組んでいくものとしします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



注：17のゴールのうち、特に本計画とかかわりの深いゴールのロゴを示しています。

第2章 本市の地域福祉における現状と課題

1 近年の地域福祉に関する国内の動向

近年の地域福祉においては、地域社会と福祉を取り巻く様々な課題を踏まえ、分野横断的な取組や受け手と支え手が固定されない住民主体の地域共生社会づくりの推進、重層的な支援体制の構築等の推進が図られています。第3期三木市地域福祉計画（前回計画）の策定以降、国においては地域福祉に関する様々な法・制度の改正等が行われており、こうした動向を本計画にも反映させる必要があります。

- 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により一部改正された社会福祉法が、平成30年4月に施行され、地域福祉計画の策定が市町村において努力義務とされました。これを受けて、市町村地域福祉計画のための策定ガイドラインが新たに示されました。
- 市町村地域福祉計画のための策定ガイドラインにおいて、地域福祉計画との一体的な策定が示唆されている「市町村成年後見制度利用促進基本計画」については平成30年に、「地方再犯防止推進計画」については令和元年に、それぞれ策定の手引きが国において示されました。
- 令和2年6月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。
- 兵庫県では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第4期兵庫県地域福祉支援計画」が策定されました。

■社会福祉法一部改正（平成30年4月施行）の変更点

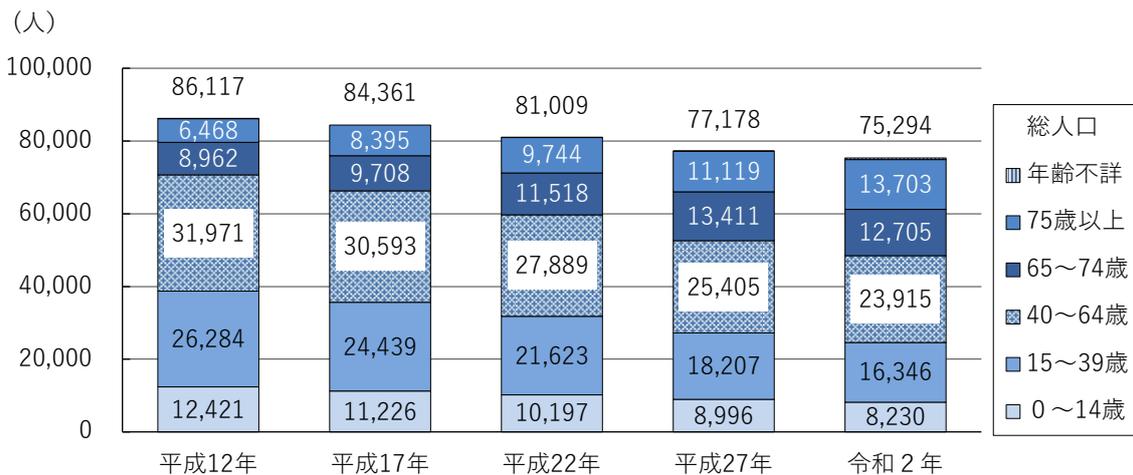
	改正前	改正後
位置付け	策定は任意	策定は努力義務 福祉分野の「上位計画」
計画への記載事項	一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二～四 左記 3項目（一～三） 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
手引き	平成14年の策定指針	策定ガイドラインの提示

2 人口や世帯の状況

(1) 年齢別人口の推移

三木市の人口は減少傾向となっています。年齢別人口割合をみると、39歳以下人口の割合が減少し、65歳以上人口の割合が増加しており、特に近年では75歳以上人口の割合が増加しています。

■年齢別人口の推移



※平成17年以前は旧吉川町を含みます。総人口には年齢不詳人口を含むため、各年齢段階の合計と合致しないことがあります。

資料：国勢調査

■年齢別人口割合の推移



※平成17年以前は旧吉川町を含みます。年齢不詳人口を除いて算出。割合の数値は小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100.0%ちょうどにならない場合があります。

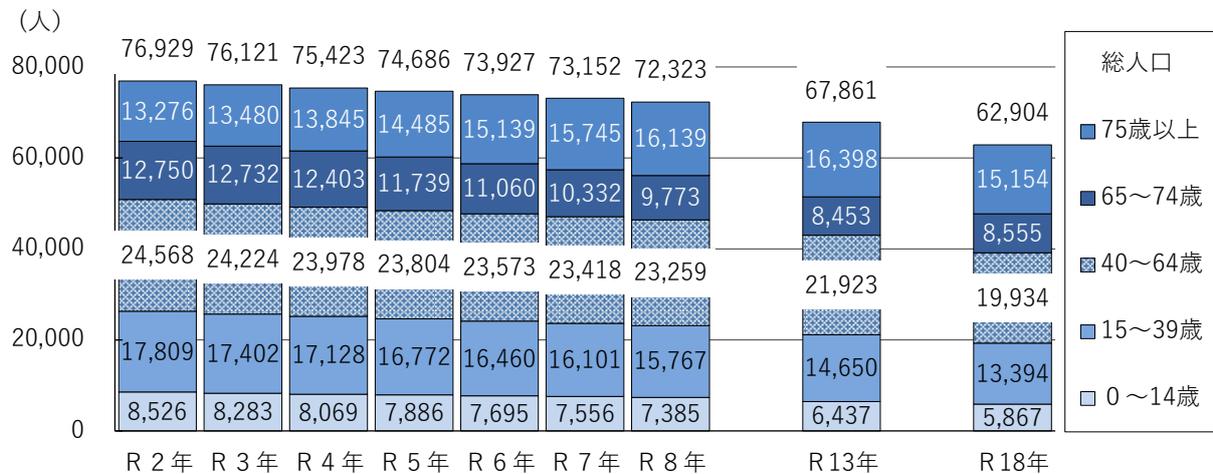
資料：国勢調査

(2) 住民基本台帳に基づく推計人口

住民基本台帳人口に基づいて本市の将来人口を推計すると、長期的に減少傾向が見込まれており、14歳以下の年少人口についても、減少が続く見込みとなっています。一方で、75歳以上の人口は当面は増加する見込みです。

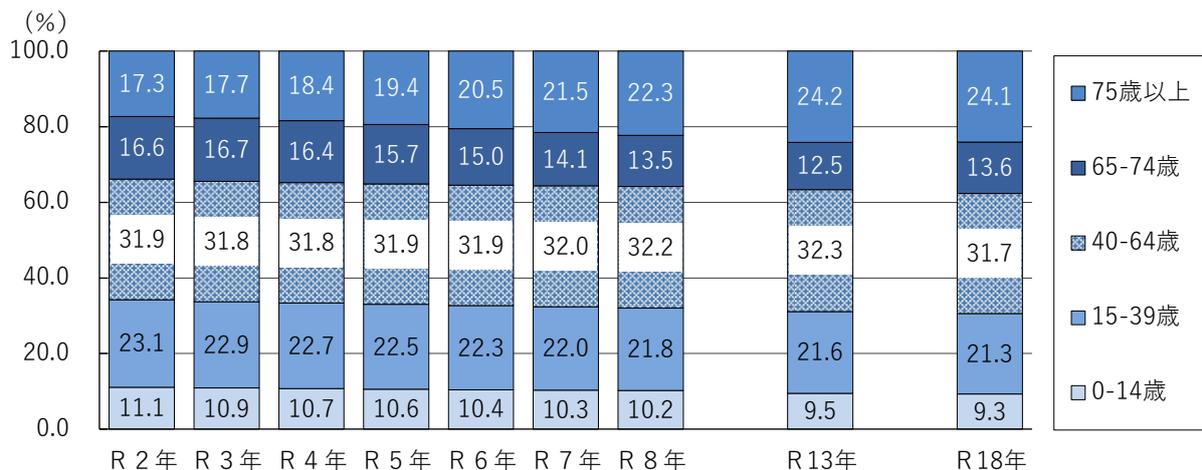
人口の年齢別割合の推移をみると、39歳以下の割合が減少する一方、75歳以上の割合の増加が見込まれており、令和13年ごろには人口の約4人に1人が75歳以上となる見込みです。

■ 年齢別推計人口（各年3月31日時点、R4年以降が推計値）



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日時点 令和3年までは実績値）

■ 年齢別推計人口割合（各年3月31日時点、R4年以降が推計値）



※割合の数値は小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100.0%ちょうどにならない場合があります。

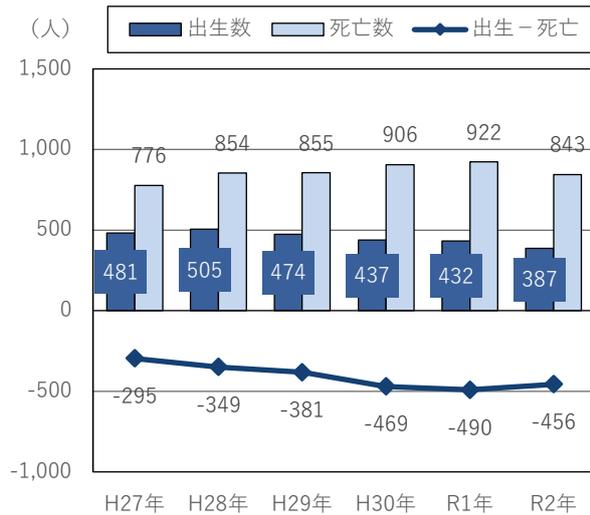
資料：住民基本台帳人口（各年3月31日時点 令和3年までは実績値）

※ここで示した推計人口は、平成28年から令和3年の住民基本台帳人口に基づいて独自に推計したものであり、本市の人口ビジョンや前頁の国勢調査人口とは異なります。

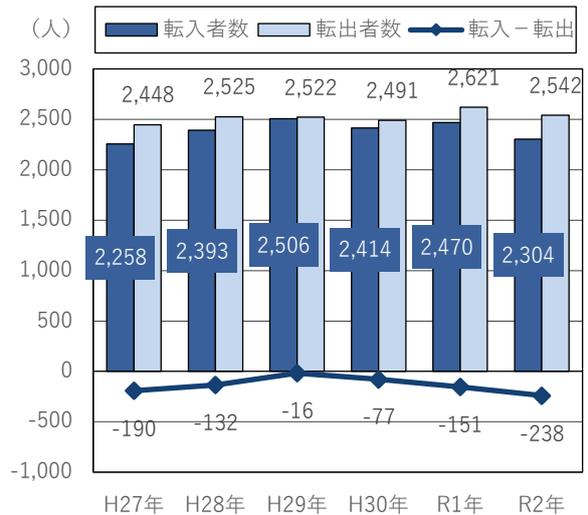
(3) 人口動態の推移

出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向となっており、自然動態（出生と死亡）による人口の変化はマイナス幅が増加傾向となっています。転入者数と転出者数は年によって差はあるものの、近年では転出者数が多く推移しており、社会動態（転入と転出）もマイナスで推移しています。

■ 自然動態の推移



■ 社会動態の推移

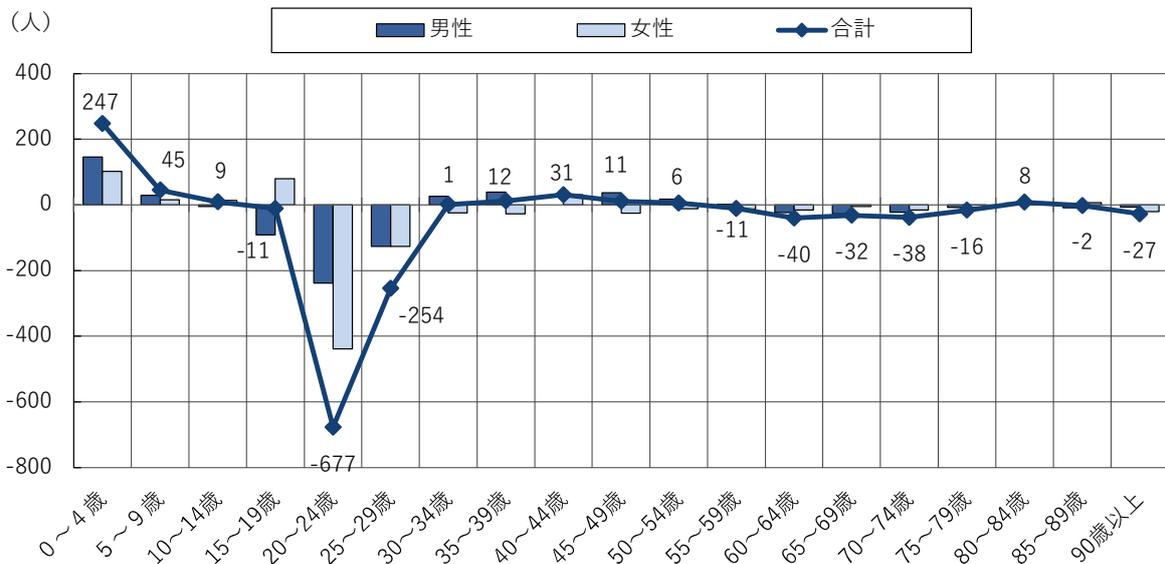


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(4) 年齢別純移動数

年齢別の転入超過数をみると、子育て世代の転入による子ども人口の増加の一方、20歳代の若者人口の転出超過が大きくなっています。

■ 年齢別転入超過数（平成28年～令和2年の合計）



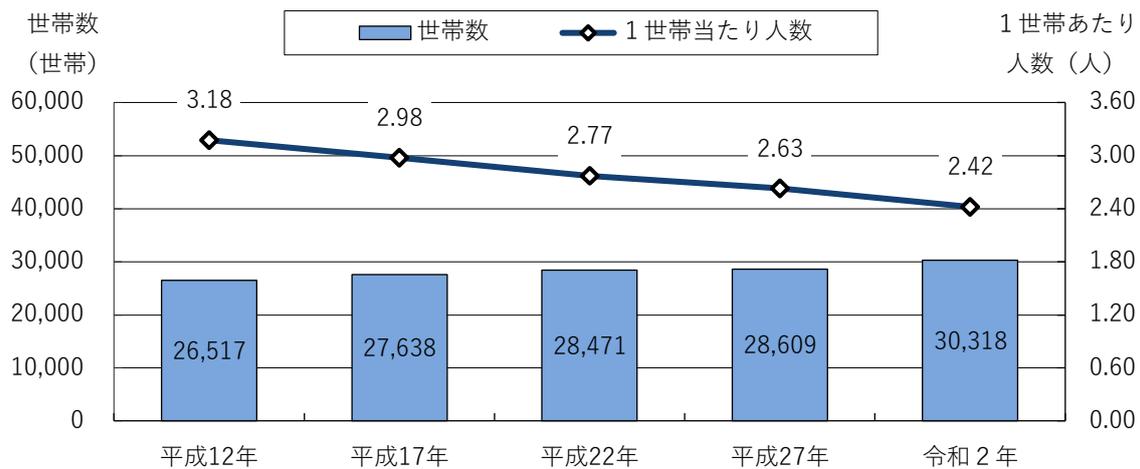
資料：住民基本台帳人口移動報告

(5) 世帯数の推移と世帯類型別構成比

世帯数は年々増加し、令和2年では30,318世帯と、平成12年から6,230世帯増加しています。一方、1世帯当たり人員数は年々減少し、令和2年では2.42人と、平成12年から0.7人減少しています。

令和2年の世帯類型別構成比の割合をみると、一人暮らし世帯の割合は28.1%で、全国・県と比べ低くなっている一方、核家族世帯の割合は61.9%と、全国・県を上回っています。

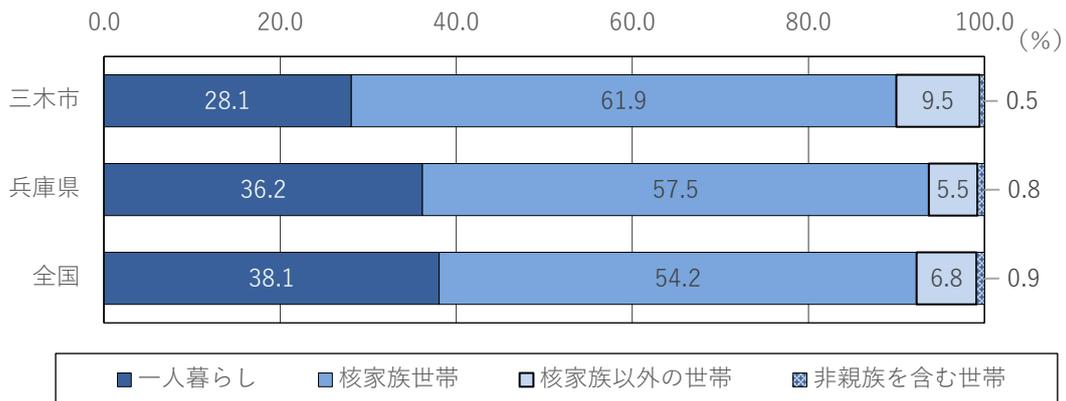
■一般世帯数と1世帯当たり人員の推移



※平成17年以前は旧吉川町を含みます。

資料：国勢調査

■世帯類型別構成比の比較 (令和2年)



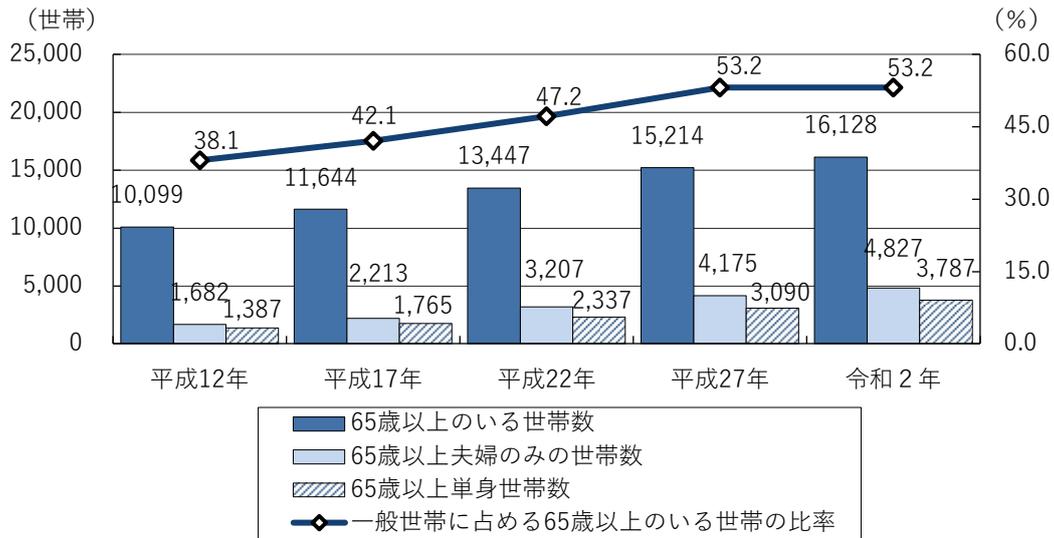
資料：国勢調査

3 支援を必要とする人の状況

(1) 高齢者世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯の割合は、平成27年以降は半数を超えています。また、65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯、高齢者単身世帯数も増加傾向です。

■ 高齢者世帯数の推移



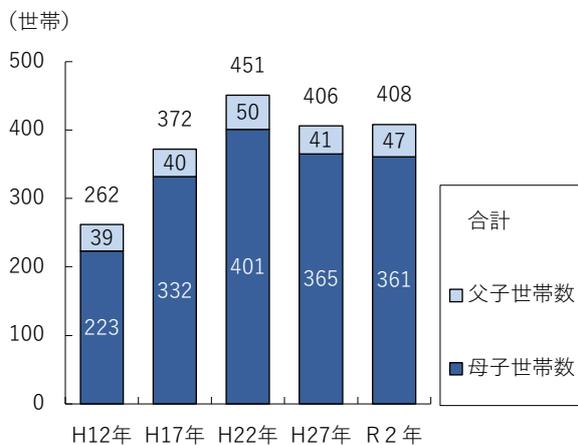
※平成17年以前は旧吉川町を含みます。

資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯数と子どものいる世帯に占める割合の推移

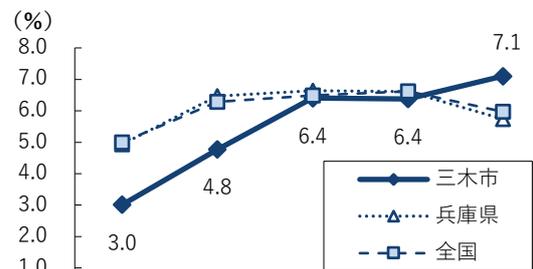
18歳未満の子どものいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は、近年上昇しており、令和2年には7.1%で国・県を上回っています。

■ 18歳未満の子のいるひとり親世帯数



※平成17年以前は旧吉川町を含みます。

■ ひとり親世帯の割合（18歳未満の子のいる世帯）



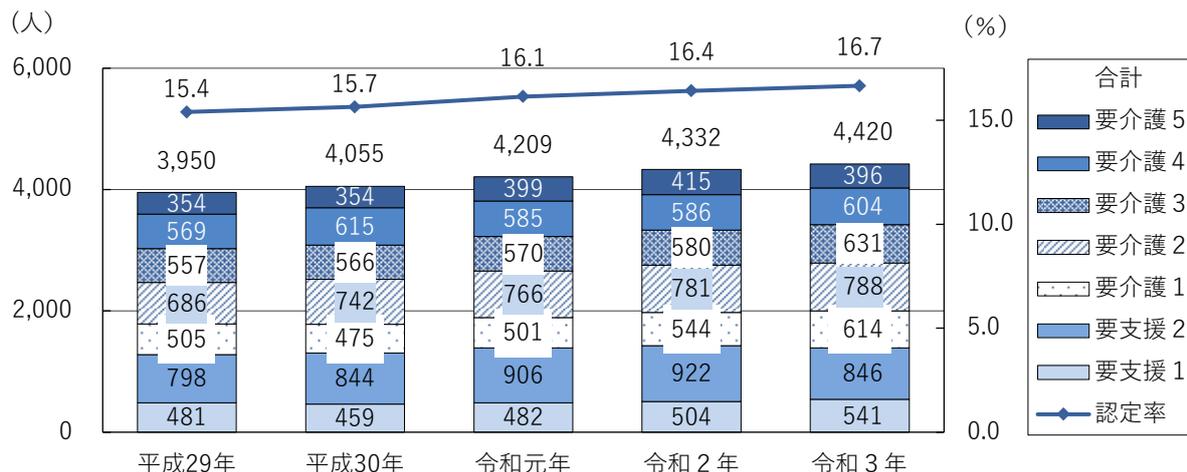
	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
三木市	3.0	4.8	6.4	6.4	7.1
兵庫県	4.9	6.5	6.6	6.6	5.7
全国	5.0	6.3	6.5	6.6	6.0

資料：国勢調査

(3) 要介護認定者数

本市の要介護認定者数は増加傾向で推移しています。65歳以上人口の中でも、より年齢の高い75歳以上の高齢者の割合が増加していることから、要介護認定率（65歳以上に占める要介護認定者数の割合）も増加傾向となっています。なお、要介護認定率は、9年連続で県内の市で一番低くなっています。

■要介護認定者数（第2号被保険者を含む）



資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日時点）

(4) 障がい者数の推移

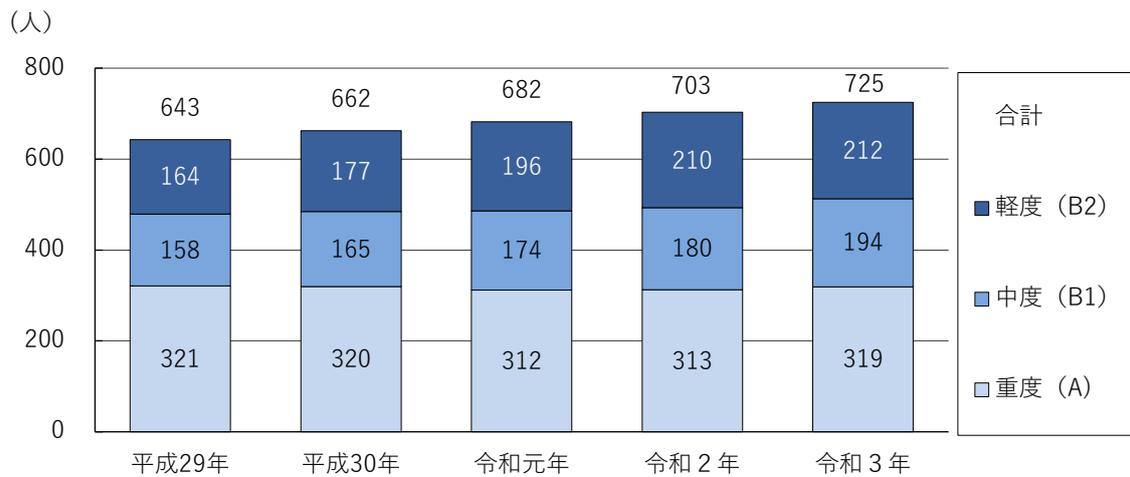
身体障がいのある人は減少から横ばいで推移している一方、知的障がいのある人は増加傾向、精神障がいのある人も令和3年はやや減少していますが、それ以前は増加傾向となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



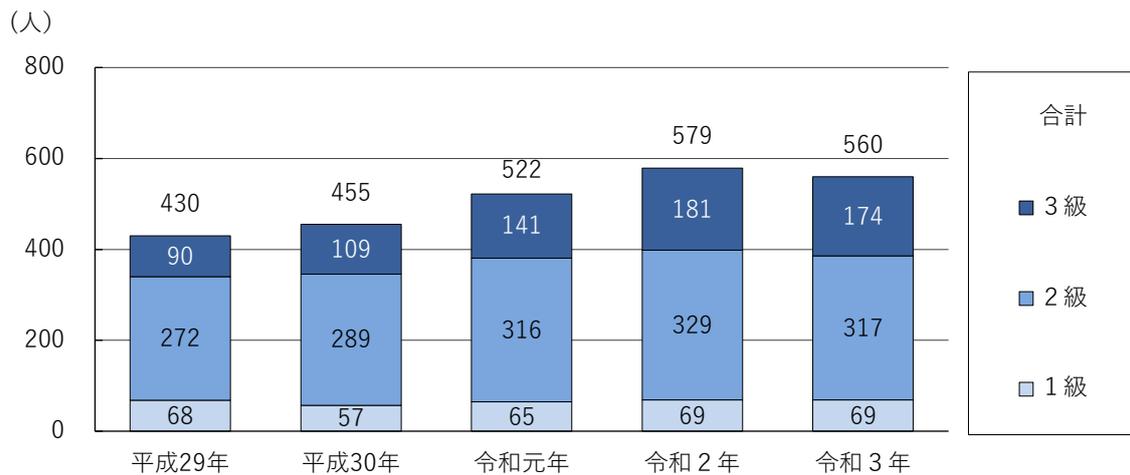
資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

療育手帳所持者数の推移



資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

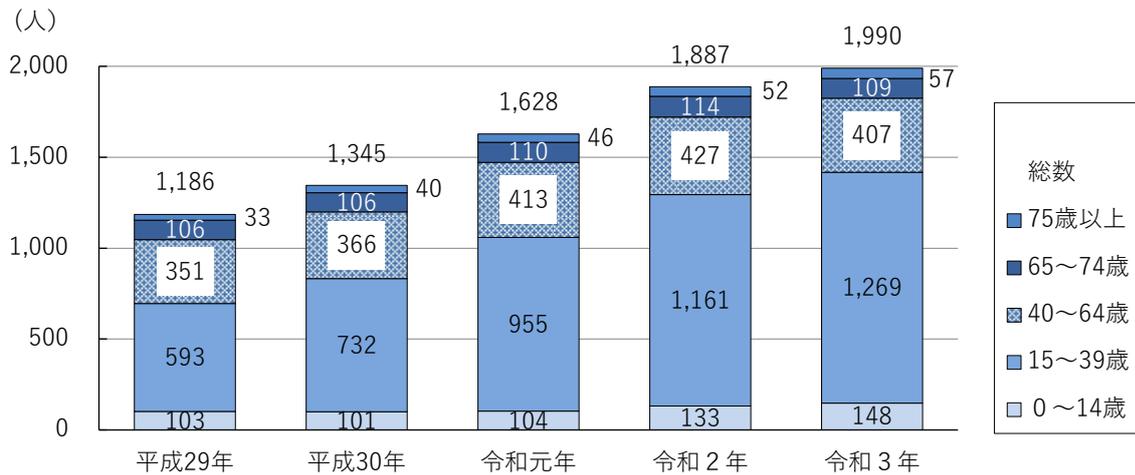


資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

(5) 外国人住民

本市の外国人人口は、近年大幅に増加しています。15～39歳の比較的若い世代が中心となっていますが、14歳以下の子どもや65歳以上の高齢者も増加しており、生活者としての外国人住民が地域において増加していることが示されています。

■外国人住民数の推移

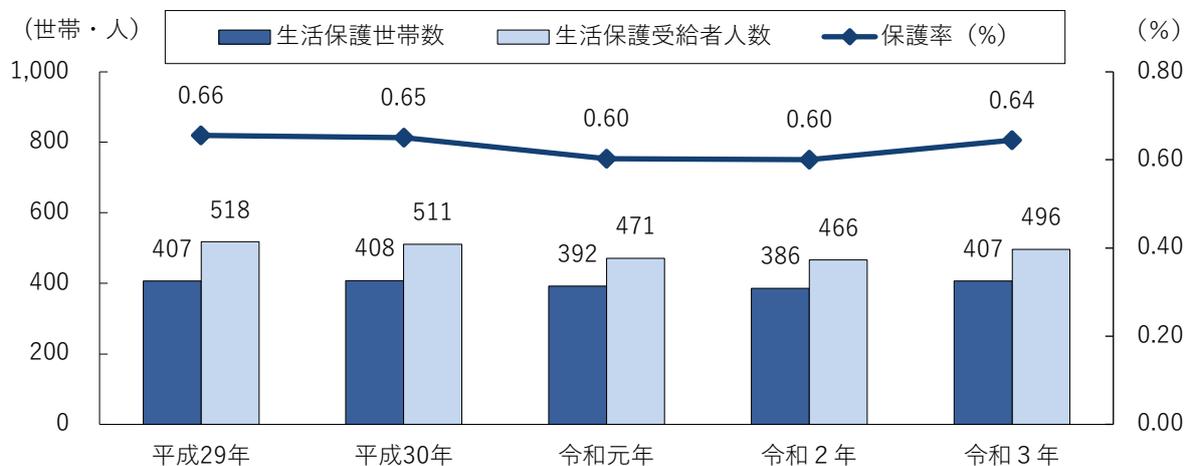


資料：住民基本台帳人口（各年3月31日時点）

(6) 生活保護世帯

本市の生活保護受給世帯は400世帯前後、受給者人数は500人前後で推移しています。人口百人当たりの保護率は0.6%台で、ほぼ横ばいとなっています。生活保護を受給している世帯の多くが、単身世帯となっています。

■生活保護受給世帯数・人数・保護率の推移

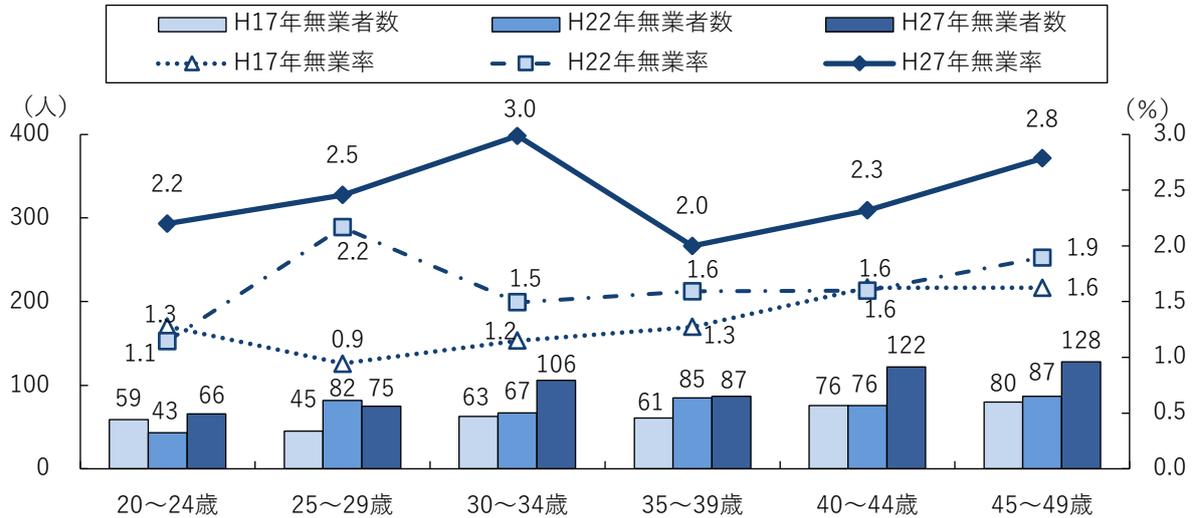


資料：三木市福祉課（各年3月31日時点）

(7) 無業者数

非労働力人口（就業も求職もしていない人）のうち家事も通学もしていない「無業者」は、ひきこもり等の何らかの支援を必要としている状態にあることが懸念されますが、本市における無業者数は増加傾向となっており、人口に占める割合も上昇しています。

■無業者数（非労働力人口のうち家事も通学もしていない者）の推移



※平成17年は旧吉川町を含みます。

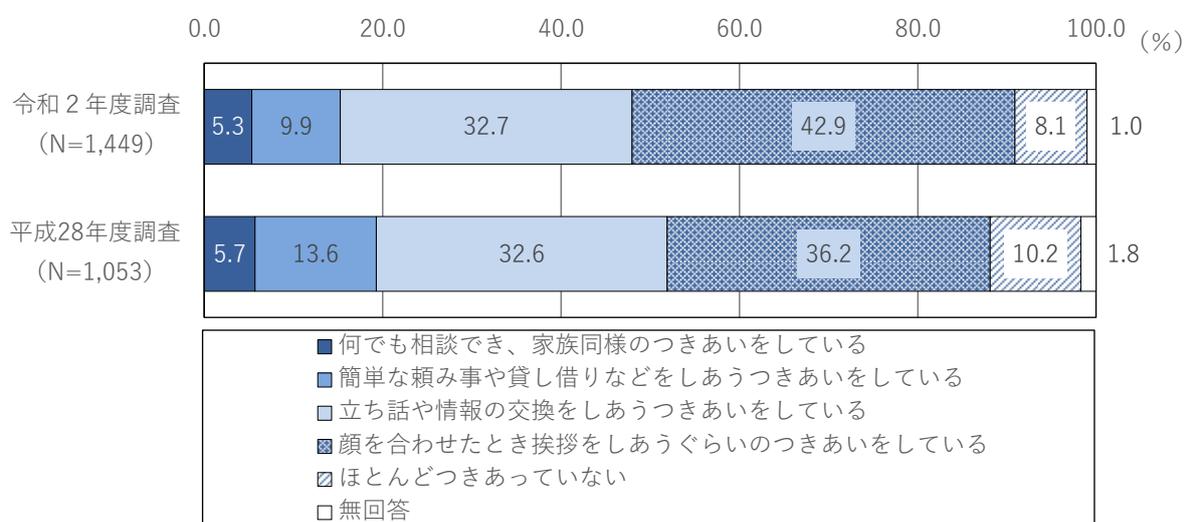
資料：国勢調査

4 アンケート調査の結果について

本計画の策定にあたり実施した、アンケート調査結果から、主な内容を抜粋します。これらの結果については、本計画策定の基礎資料とし、ここから得られた示唆については、後述の基本理念に基づく取組に反映していくものとします。

(1) 近所づきあいの程度について

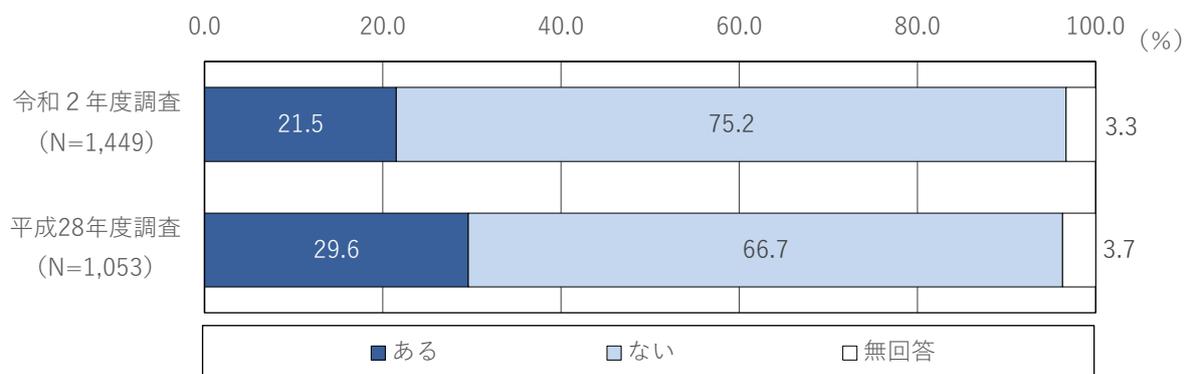
近所づきあいの程度については、「顔を合わせたとき挨拶をしあうぐらいのつきあいをしている」が最も多く、前回調査より増加しています。一方で、より積極的な近所づきあいをしているという回答が減少しています。



※グラフの「N」は回答者の総数を示しています。

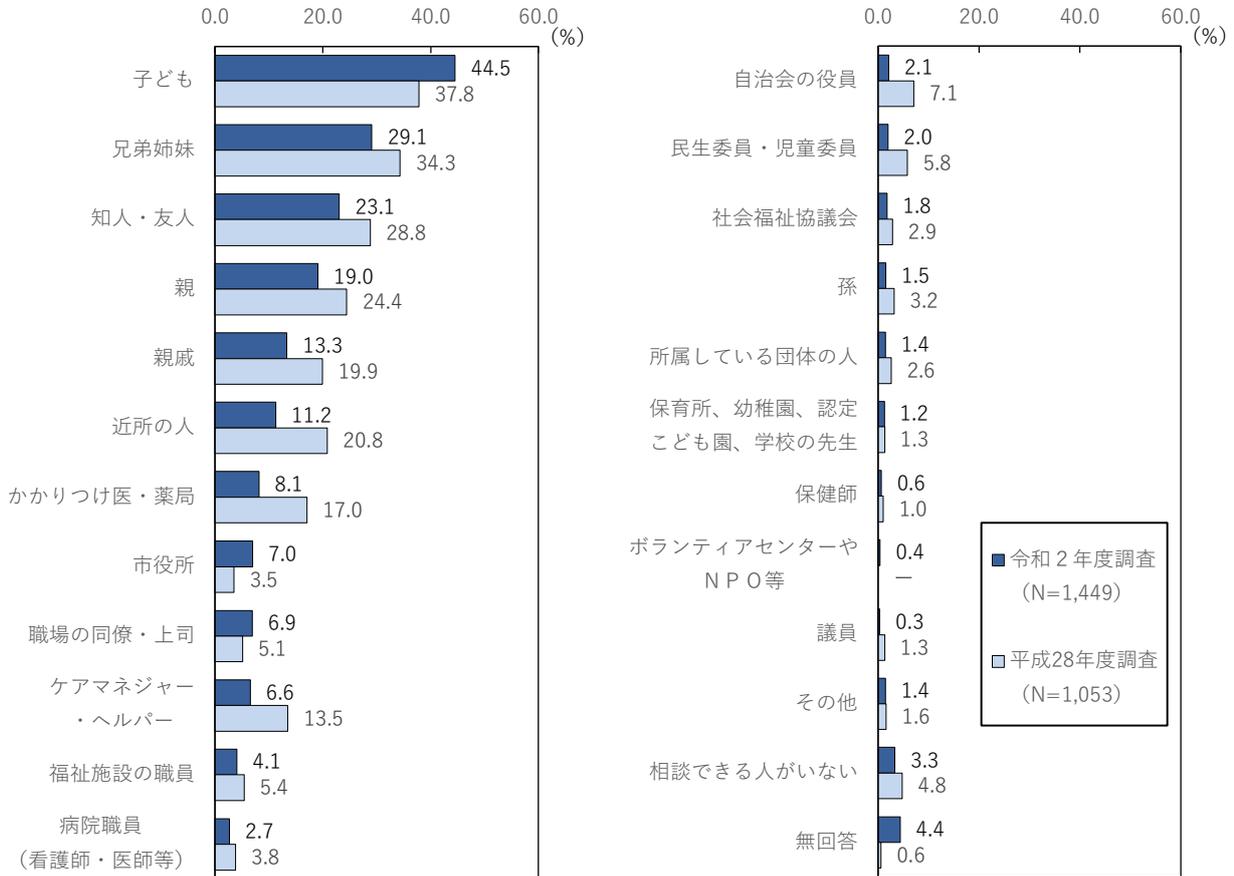
(2) 家族以外の手助けについて

普段の生活で同居の家族以外の手助けが必要と思う時については、「ある」が21.5%で、前回調査より減少しています。家族以外の手助けを求めたいと思う人が減少していることも考えられます。



(3) 相談先について

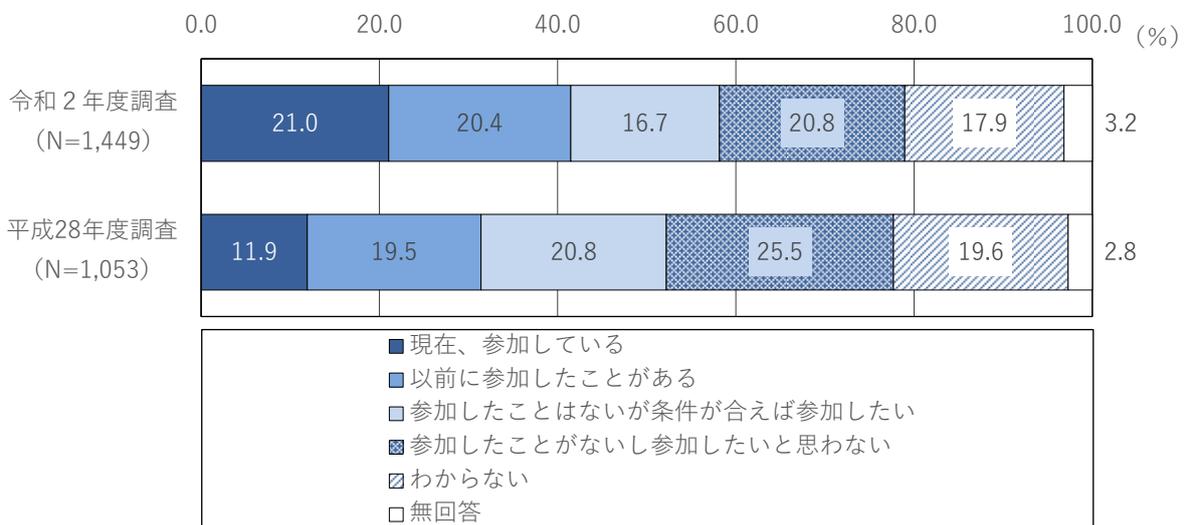
普段の生活で同居の家族以外の手助けが必要になったときの相談先については、「子ども」が最も多く、次いで「兄弟姉妹」「知人・友人」が続いています。前回調査と比べて「近所の人」という回答が減少しています。



※複数回答 (あてはまるものすべて)

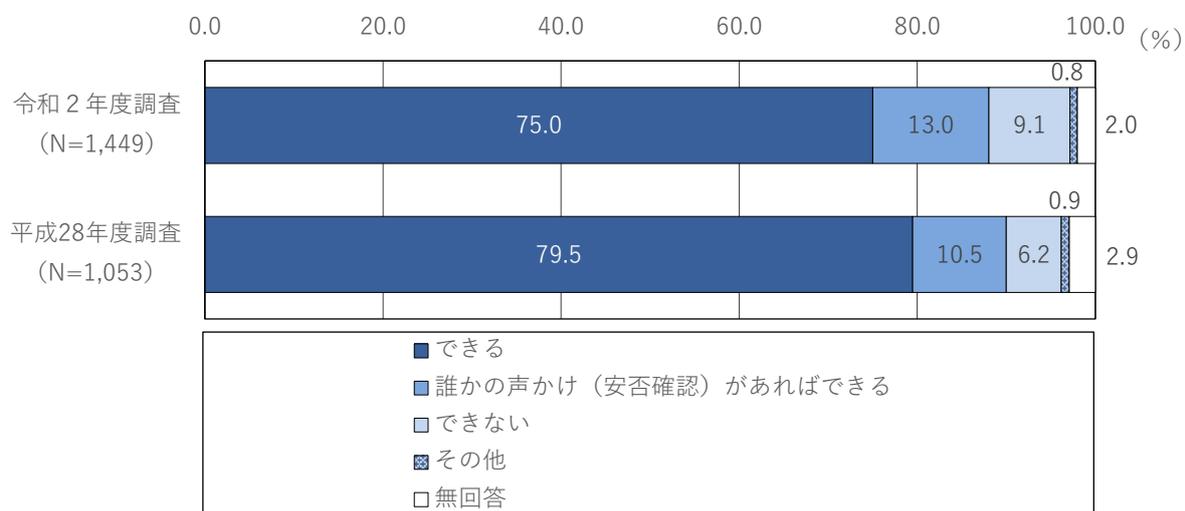
(4) 地域活動やボランティア活動への参加

地域活動やボランティア活動については、「現在、参加している」が増加しており、何らかの活動に携わっている人が増えていることがうかがえます。



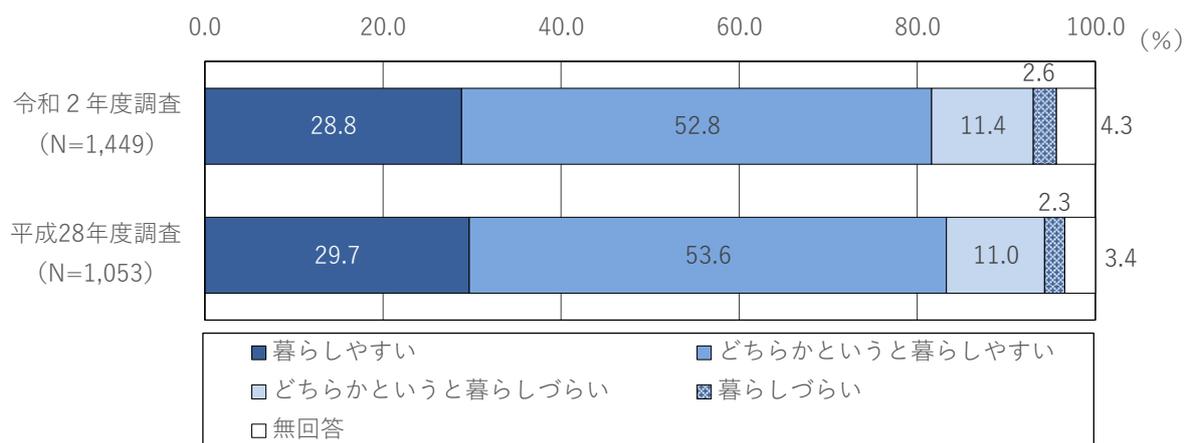
(5) 災害時の避難について

風水害や地震などが起こった時に一人で避難できるかどうかについては、「できる」が75.0%で前回より減少し、「誰かの声かけ（安否確認）があればできる」、「できない」が増加しています。



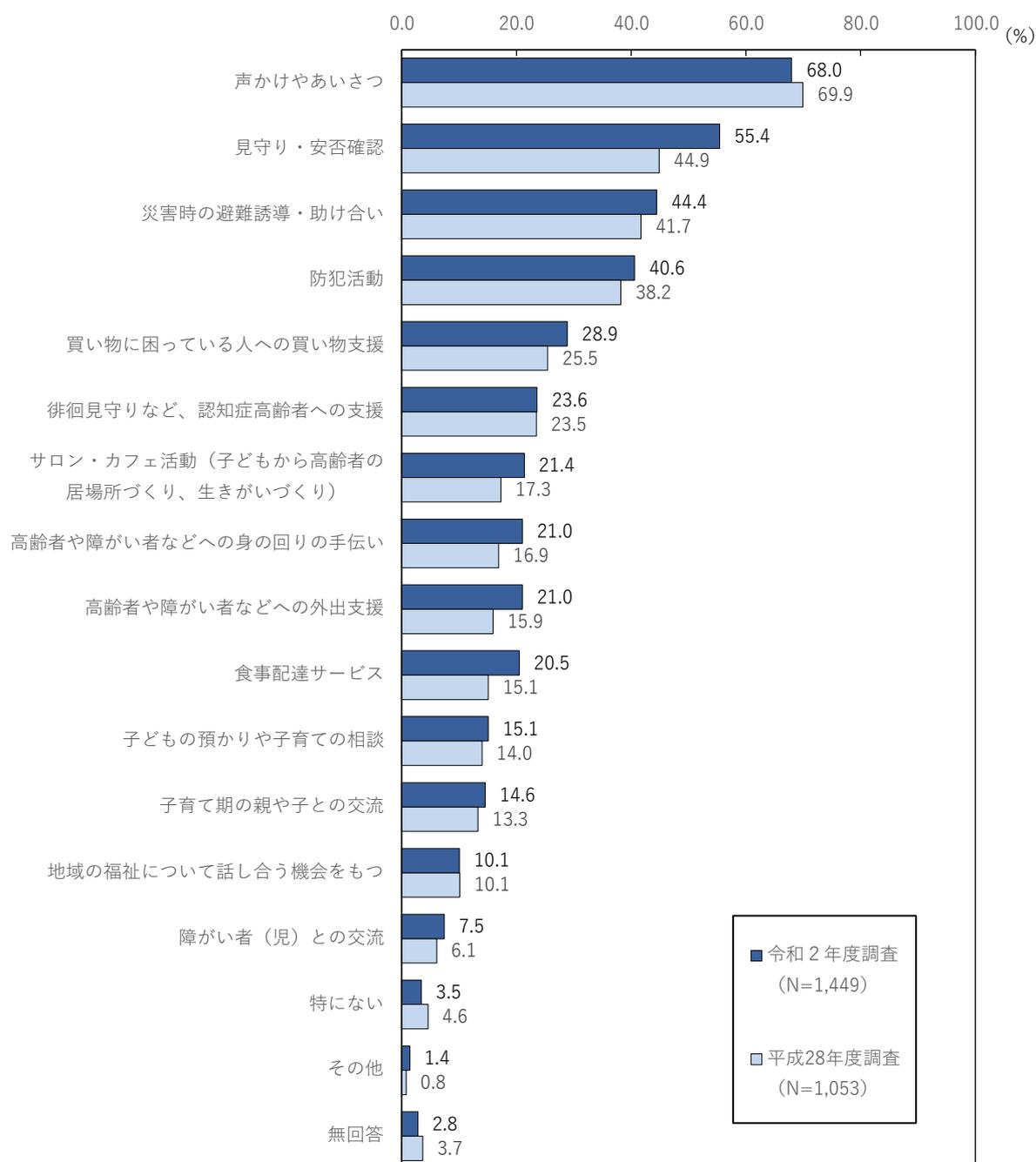
(6) 地域の暮らしやすさ

現在住んでいる地域の暮らしやすさについては、「暮らしやすい」または「どちらかという暮らしやすい」と暮らしやすいという回答が8割を超えており、前回調査ともほとんど変わっていません。



(7) 必要な助け合い活動について

誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるためには、どのような住民同士の助け合い活動が必要だと思うかについては、「声かけやあいさつ」という回答が68.0%と最も多く、次いで、「見守り・安否確認」が55.4%となっています。前回調査と比べると、「見守り・安否確認」「サロン・カフェ活動」「高齢者や障がい者などへの身の回りの手伝い」「高齢者や障がい者などへの外出支援」「食事配達サービス」等が増加しており、地域における支援が必要だと感じる人が多くなっています。



※複数回答（あてはまるものすべて）

5 ヒアリング調査等の結果について

地域福祉活動に実際に携わる人を対象としたヒアリングを行い、地域の課題を探る目的で、民生委員・児童委員、老人クラブを対象としたヒアリングを実施しました。地域の課題や地域福祉の推進に関する主な意見は以下の通りです。

(1) 地域における問題や困りごと、支援を行う上での課題について

高齢化や人口減少を背景として、高齢者のみの世帯や独居世帯の増加、様々な支援が必要な家庭の増加について意見が多く出ています。空き家の増加についても、複数の地域で問題にされています。支援が難しい状況や支援を希望されない状況など、支援方策についても課題があることが示されています。また、地域の団体については、多くの地域で担い手の高齢化や減少による活動の低下が問題となっています。支援の情報が必要な人に届いておらず、サービスを必要とする人がそれを受けられていない状況があること等、複数の意見があります。

主な意見
<ul style="list-style-type: none">・ 高齢化が進んでいる中、一人暮らしの人が増加している。特にアパート等に入居していて自治会等に入っていない人への支援が必要になっている。・ 独居の高齢者が増え、家庭内での転倒事故や突発的な症状による死亡（独居死）の恐れがある。民生委員の定期的な訪問や災害時の地域支援だけでは十分と言えないと考えている。・ ふれあいサロンや地域活動を通じて把握できている高齢者世帯には訪問などの見守りを行っているが、それ以外の地域で支援が必要な人を把握できずにいる。社会的な孤立を防ぐためにも情報伝達は必要だと思っている。・ デイサービスや病院を利用していても、地域での支援や民生委員の訪問を希望しない人がいる。・ 独身者が老親を介護している状況や、障がいのある人と高齢の親の二人暮らしなど、今後支援が必要な状況が様々にある。家族や近隣との関係がうまくいっていない人や軽い認知症が疑われる人など、支援が難しい状況もある。・ ここ数年で独居の方が増えた。地区内の約4分の1が独居であり、40代で独居の方も居る。お元気そうであるが気にはなる。困っている、またはさみしさや不安を抱えていても気丈にふるまわれ相談されないように思う。・ 空地・空き家が増加しており、近隣への迷惑や苦情も増えている。空き家の老朽化で災害時に避難経路が使えなくなる恐れのあるところもあり、地域だけでは対処できなくなっている。・ コロナ禍のため、訪問がいつもよりしづらくなっているため、先手先手で情報を集め次の段階へ進むのが困難になっている。不安や心配等で困っている方からの電話等で知るので後手に回っている状態。・ 買物や通院等で移動するための交通手段の支援。自動（無人）運転の構想もあり、実証実験

もされたがうまくいっていない。

- ・ゴミ出し、買い物の支援があるといいと思う。現状では時間の制限などでできないことがある。
- ・年輩の人でも働いている人が多いので一緒に何かしようと思っても人が集まらない状況がある。いきいき体操だけでも大変。
- ・地区内においても少子高齢化が進み、役員不足、婦人会活動中止、こども会活動中止、老人会縮小、スポーツ大会の廃止等により、以前のような人の集まりがほとんどなくなっており、コロナ禍によってますます状況が悪化している。
- ・高齢化と夫婦家族が病気等のため自治会活動に「参加出来ない」または自治会を退会する等の傾向が顕著に現われている。また自治会役員として活動することについても、高齢や病気、体力減少のため活動も消極的となっている現状がある。
- ・老人会が高齢化しており、会員数が減少傾向にある。役員の高齢化が進み、このままでは数年先には老人会の消滅も考えられる。
- ・様々な支援制度について、高齢者等も含めて市民の多くは知らないのではないか。市民に幅広く周知徹底を図っていく必要があるのではないか。どこに相談していいのかわからないまま困っている人もいる。
- ・「くらしあんしんシート」の登録情報など、行政の関係課でも情報共有を進めてほしい。本当に困っている人、支援が必要な人に、福祉サービスが届けられていない。

(2) 今後取り組みたいことや地域福祉の推進について

コロナ禍で活動が制限されている中においても、何らかの支え合いやつながりの活動をつくっていく必要について様々な意見が寄せられています。また行政や地域の団体も含めた情報共有や、事業者、専門家とのネットワーク、適切な情報提供等の必要についても意見があります。また、地域におけるサロン活動等の集い、交流の場をつくっていくことの大切さについては多くの意見があります。

主な意見

- ・まずは、自治会役員・民生委員児童委員・民生協力委員で、情報交換・情報共有をする。次に、組・隣保（ブロック）の代表者にも参加してもらった集いで、情報共有する。プライバシー保護は必須だが、それを認識した上で、ある程度の情報提供は必要だと思う。
- ・家族の力だけでは対応できない場合は、地域のデイサービス、ケアマネジャー等の密な関係を持ち継続的にサポートに努めたい。特に一人暮らしの方には、信頼関係を築くことで、心配事があれば連絡してくれるような関係を構築することが必要。専門的な事柄であれば仲介役になり、専門機関に連絡を取ることが不可決。
- ・コロナ禍により、ますますお互いの支え合いや活動がしにくくなっているため、SNSを利

用した活動や取組が進んでいけば良いのではと思う。

- ・コロナ禍で、訪問自粛解除のメドがなかなか見えない現状だが、今できることを少しずつやっていたいと思う。
- ・福祉サービスや相談窓口について、紹介冊子は配布されていても、一人暮らしの人、高齢者世帯の人は読まなかったり理解できなかったりすることもある。必要な人に福祉サービスが行き届くようにしていくことが求められる。
- ・75歳以上（後期高齢者）が増大するが、大変元気な人が多い。地域別に、サークル化して、その地域の高齢者や要介護の人達を地域で支援する体制がとれないか。そういう75歳以上の会をつくり、財政的にも支援することで、地域密着型福祉サービスが出来るのではないか。
- ・支援を必要とする方たちが、わざわざ遠くの公民館まで行かなくても地域ごとに歩いて行ける距離の居場所づくりなどができるとよい。行政で空家などの利用の交渉をしてもらって活用できたらと思う。
- ・今コロナで休んでいるが、「ふれあいサロン」は楽しみにしている人がいる。毎回テーマは違うが、元気で参加できたり、地域の人と出会えるのが楽しいと聞く。集まるテーマが品切れになるときは、助けてもらえるとありがたい。
- ・地域の集会所をフル活用して高齢者等の地域の人「楽しみの場」づくりができればいいと考えている。子どもと高齢者との交流の場づくり、昔遊びやゲートボールなど。サロンもその活動のひとつだと思うが、参加の方の顔ぶれはほぼ同じなので、新しい参加の方が増えてもらえるといいと思いながら、なかなか良い考えが浮かばないでいる。
- ・地区のサロン事業に参加している人は、集まって話すことを何より楽しみにしている一方で、現在は、地区福祉委員が中心になり運営しているが、仕事を持つ女性がほとんどで、福祉委員のなり手がなく、サロンの運営の継続が難しい状況がある。以前は、若年層から積極的な地域活動への参画が見られたが、近年では生活環境や意識の変革等により地域活動への関心が薄くなり、地域の運営も行き詰まっている。こうした中で、高齢者の役割は非常に大きい。健康寿命を伸ばし、知識や経験を生かせる場や機会を設け、地域運営をサポートする体制を構築していきたい。

6 本市の現状を踏まえた計画の見直しの方向

国内の動向を踏まえた見直しの視点

- ・社会福祉法の改正により、地域福祉計画の重要性が増しており、地域福祉計画に求められる内容が増加しています。国のガイドラインや手引き等を踏まえ、内容を見直す必要があります。
- ・従来の分野別の福祉の枠では十分に対応できない、様々な課題が提起されており、分野横断的な取組や、制度の狭間を埋める取組が求められています。誰一人取り残されることなく、支援につながることでできる体制づくりを強化していく必要があります。
- ・行政と市民、民間事業者の連携を深め、重層的な支援体制の構築を進めていくことが求められています。

アンケート調査等からみた課題

- ・高齢者世帯の増加や要介護認定者数の増加、知的障がい、精神障がいのある人の増加等の傾向を踏まえ、支援を必要とする人が地域で暮らし続けることのできる環境づくりを引き続き進めていく必要があります。
- ・近所づきあいをはじめとする地域のつながりが希薄化している傾向や、少子高齢化を背景として地域団体の活動が低迷している状況があります。
- ・地域活動に参加する人が増加している一方で、地域の人に手助けや支援を求める人は減少しており、地域においては活動に積極的ではない人や地域の支援を求めない人も増加しているという声があります。
- ・災害時等に支援を必要とする人が増加しており、緊急時に備えた体制づくりが求められます。
- ・安心して地域で暮らしていくためには、地域における支援やつながりが必要だと感じる人が増加しています。一方で、地域活動や支援活動の担い手の減少が大きな課題となっており、日常的な支え合いの活動や関係づくりをより広げていくことが課題となります。



計画の見直しの方向

- ・国が示した各種のガイドラインや手引きを踏まえ、地域福祉計画として不足のない計画となるよう、施策内容を見直します。同時に、地域における支援を必要とする人の増加を踏まえ、取組のさらなる充実を図り、誰一人取り残さない共生の地域づくりを推進します。
- ・本市は住民の年齢構成や支援を必要とする人の状況等、地域によって大きく異なる状況があることから、地域別の課題や求められる支援等について、行政と市民が認識を共有し、連携した取組の充実を図ります。
- ・市民主体の取組の核となる社会福祉協議会との連携を深め、地域福祉における基本理念・基本方針を共有し、連携・協働して地域福祉の充実に取り組める計画づくりを進めます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

これまで3期にわたる本市の地域福祉計画では、豊かな地域社会を創り、育み、守るためには、行政だけではなく、市民一人ひとりの自発的な活動や参加・参画が重要であるという観点から、基本理念を「市民自らが地域課題の解決に取り組むために 豊かな『地域社会』を創り、育み、守る」と定めてきました。

この度の計画の見直しにおいては、住民主体の活動が活発に展開される環境づくりの重要性という基本的な考えは引き継ぎつつ、行政と市民が地域福祉活動の目標を共有し、連携・協働の取組を深めていくためには、目標とする「豊かな」地域の姿をより明確に示す必要があると考えました。そこで、本計画と社会福祉協議会が中心となって策定する地域福祉活動計画の共通の新しい基本理念を、「互いに支え合い、誰もが自分らしく暮らせる 豊かな『地域社会』を創り、育み、守る」と定め、市民と行政が共有する地域福祉の目指す姿として位置付けます。

■基本理念

互いに支え合い、誰もが自分らしく暮らせる
豊かな『地域社会』を創り、育み、守る

2 基本方針

(1) 互いにつながり支え合う関係づくり

地域における関係づくりは地域福祉の基盤としても、災害等の緊急時においても重要です。地域団体の活性化や担い手の育成等、つながり支え合う関係づくりの強化に取り組みます。

(2) 誰もが自分らしく暮らせる環境づくり

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、福祉サービスの充実や人権の擁護、支援を必要とする人に支援が届く、共生の地域づくりを推進します。

(3) 誰一人取り残さない支援と協働の仕組みづくり

住民の主体的な活動と、それを支える事業者・関係団体・行政を含む協働のネットワークの充実・強化を図り、誰一人取り残さない重層的な支援体制の構築を目指します。

3 施策体系

基本方針1 互いにつながり支え合う関係づくり

- (1) 地域づくりの基盤整備
- (2) 地域活動の担い手となる人材の育成
- (3) 緊急時の体制整備
- (4) 地域福祉活動の拠点整備

基本方針2 誰もが自分らしく暮らせる環境づくり

- (1) 相談支援の充実
- (2) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
- (3) 虐待防止と差別解消
- (4) 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）
- (5) 支援を必要とする人を支える体制づくり（再犯防止推進計画を含む）
- (6) 誰もが暮らしやすい地域生活環境の整備

基本方針3 誰一人取り残さない支援と協働の仕組みづくり

- (1) 地域社会のネットワークづくりの推進
- (2) 包括的・重層的な支援体制の整備
- (3) 多様な主体による福祉活動の活性化
- (4) 参加と協働による地域福祉活動の充実

第4章 分野別の取組

基本方針1：互いにつながり支え合う関係づくり

(1) 地域づくりの基盤整備

【現状と課題】

- 地域によって異なりますが、少子高齢化と人口の減少、住民の意識の変化により、地域で活動する団体の縮小や担い手の減少等の状況があります。
- コロナ禍において地域で集まる活動が難しくなっている一方、サロン活動等を必要とする地域の意見も多くなっています。新しい日常にも対応しながら、地域でつながりをつくっていくための取組が求められます。
- 家族以外に助けを求めることを希望しない意識の広がり一方で、家族だけでは対応できない問題や困りごととも増加しています。地域の支え合いの基盤として、日常的な関係づくりを強化していく取組が必要となっています。

【今後の方向性】

自治会や老人クラブをはじめとする地域団体の加入促進と活性化を図るとともに、それぞれの地域において、地域の実情に応じた住民主体の交流の場づくりやサロン活動等の支援を行います。市民が身近な地域で気軽に集まり、交流し、顔の見える関係づくりを進めるための基盤整備を行い、地域での見守りや助け合いの活動の促進を図ります。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①地域団体の維持と活動の活性化に向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の連帯意識の向上と相互扶助活動の活性化に向け、自治会活動のPR等を通じて、自治会への加入促進と活動の活性化を図るとともに、役員の負担軽減等による加入しやすい自治会活動を推進します。・老人クラブの地域における役割や活動内容について広く周知を行い、60歳以上の住民の加入を促すとともに、事務局業務の引き受け等を通じてその活動を支援します。	市民協働課 福祉課

項目	内容	関係課・関係機関
②地域における孤立防止と見守り・助け合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員等と連携し、地域において支援が必要な世帯の見守り等を行うとともに、必要に応じて適切な支援制度につなぐことができるよう、情報提供・情報共有を進めます。 ・地域での見守り等が必要な高齢者に対して、老人クラブが実施する、一人暮らし高齢者等の見守り活動等の、地域における見守りや助け合い活動を支援します。 	福祉課 介護保険課
③地域における集いの場づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、民生・児童協力委員が中心となって行う、地域単位での集い・交流の場であるサロン活動の開催を支援します。 ・「ふれあいサロン」等を実施する市民活動団体に対して活動の補助を行います。 ・補助制度の周知に努めるとともに、活動相談等の支援を行います。 ・感染症対策と集い・交流の場づくりの両立に向け、必要な支援や情報提供を行います。 	福祉課
④当事者団体の育成や相互交流の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体等の当事者による自発的な団体の組織化と活動の活性化への補助や情報提供等の支援を行います。 ・地域において、障がい者と保護者や市民が集える交流の場づくりを支援します。 	障害福祉課
⑤子育て世代の交流・相談の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、保健師、栄養士等からなる「子育てキャラバン」隊を地域の公民館等に派遣し、親子遊びや親子体操などを行いながら、子育て親子の交流を深めるとともに、身近で気軽に子育ての不安や悩みが相談できる場を提供します。 	子育て支援課
⑥高齢者ボランティアポイント事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設などでボランティア活動を行うことにより、自らの健康増進や介護予防に取り組むとともに、地域貢献や社会参加を促進します。また、より活発に活動ができるように、活動内容や場所を拡大するなど、元気な高齢者の活躍の場づくりを進めます。 	介護保険課 (社会福祉協議会)

項目	内容	関係課・関係機関
⑦移動困難者に対する移送サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障がい者や高齢者で寝たきりの方や車椅子を利用の方にリフト付きタクシー利用券等を交付します。 ・福祉有償運送サービスを支援するとともに、制度の周知、利用の促進に努めます。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課
⑧市民互助型の支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・育児ファミリーサポートセンター事業を実施し、乳幼児や小学生等の児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者とを会員として、相互援助活動による子育ての支援を行います。 ・高齢者ファミリーサポートセンター事業により、日常生活を手助けしてほしい高齢者とできる範囲で手助けしたい方がお互いに会員登録して支え合う活動を推進します。 	子育て支援課 介護保険課 (社会福祉協議会)

(2) 地域活動の担い手となる人材の育成

【現状と課題】

- 自治会や老人クラブ等の地域団体において、役員等の活動の中心となる担い手を引き受ける人が減少しており、地域活動の低下につながっていることが指摘されています。民生委員・児童委員についても、担い手の確保が課題となっています。
- 福祉有償運送や高齢者ファミリーサポートセンター事業等の地域における相互扶助を促進する取組においては、支援ニーズに応えられるボランティアや協力者の不足が課題となっており、活動のさらなる広がりに向け、支援活動に参加する人の確保と育成を進めていくことが求められています。
- 市民アンケート調査では、自分の地区の民生委員・児童委員を「知らない」と回答した人が55.2%となっており、民生委員・児童委員の役割についても「あまり知らない」または「知らない」という回答が57.7%となっています。こうした地域活動の担い手について情報発信していくことも、今後の課題となっています。

【今後の方向性】

地域福祉活動の担い手となる人材の育成・確保を進め、活動の広がりや活性化を図ります。また、地域における支え合いの意識の醸成や、地域福祉への理解の促進に向け、学校等と連携し、福祉学習の推進を図っていきます。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①民生委員・児童委員等への研修、情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員の活動の充実と担い手の確保に向け、活動内容や地域における重要性について周知に努めます。・兵庫県等が主催する新任研修・中堅研修への参加及び、各地区での定例会で情報を提供します。	福祉課

項目	内容	関係課・関係機関
②地域福祉活動の担い手の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動や老人クラブ、地域のサロン活動の運営の中心となれるようなリーダーの発掘・育成について、地域団体と連携しながら取り組みます。 ・地域における各種の福祉活動をボランティアとして支える人材の育成と確保について、地域と連携した取組を推進します。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課
③地域福祉活動を学ぶ機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・各公民館で活動事例の展示や学びから体験実践活動を推進します。 ・民生委員・児童委員、民生・児童協力委員にボランティアフェスタや防災研修等への参加を推進します。 	福祉課 生涯学習課
④支え合いの意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉体験活動を通して福祉に対する関心を高めるため、身近な人々とのふれあいの中で実践力の育成を図ります。 	学校教育課
⑤青少年向けの体験事業の推進及び青少年のボランティア活動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア体験の機会として、「トライやる・ウィーク」をはじめとする体験学習を地域の事業所等と連携して実施し、自主性や協働性の育成を図ります。 	学校教育課
⑥地域での青少年活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での青少年活動の推進を図るため、パンフレットによる紹介やボランティア案内のチラシの配付等を通じ、各種団体と連携しながら児童生徒の地域活動を促します。 	学校教育課 青少年センター
⑦健やかな心身を育む教育	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生を対象に保育施設等で乳幼児や保護者とふれあう場を設け、子どもを育てる責任や喜び・命の尊さ・思いやりの心を育む思春期保健福祉体験を実施します。 ・各公民館において、乳幼児教育学級、家庭教育学級などを実施します。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを小中学校に配置し、連携して子どもや保護者の相談支援にあたるとともに、必要に応じて家庭への支援も含め、関係機関と連携した取組を推進します。 	健康増進課 学校教育課 生涯学習課

(3) 緊急時の体制整備

【現状と課題】

- 高齢化に伴う単身高齢者世帯の増加等、地域において支援を必要とする人が増加しています。市民アンケート調査でも、風水害や地震などが起こった時に一人で避難できるかどうかについては、「できる」が前回より減少し、「誰かの声かけ（安否確認）があればできる」、「できない」が増加しています。
- 災害等の緊急時において、支援を必要とする人が安全に避難できるための支援体制の整備が引き続き課題となっています。
- 緊急時の迅速な対応のためには、日常的な地域のつながりや関係づくりが必要となります。地域で安心して暮らせるための防犯活動や、住民参加の見守り活動等に引き続き取り組んでいくことも大切です。

【今後の方向性】

引き続き、地域における防犯活動や見守り活動を推進します。また、災害時に対応するための訓練や災害時要援護者の支援に係る制度についての周知を図るとともに、避難支援等関係者に対し、災害時の活動や災害時要援護者への対応についての情報提供を行っていきます。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①民生委員・児童委員等による巡回相談の推進	・民生委員・児童委員等が地区内の対象者宅を訪問し、安否確認等を実施します。	福祉課
②隣近所での見守りの推進	・隣近所で、留守や外出時の声かけ運動、要援護者に対する安否確認及び防犯活動等を実施します。	福祉課
③市と協力事業者による見守り活動の推進	・市と協力事業者が相互に協力連携し、高齢者見守り活動を実施します。	福祉課
④緊急通報システムの推進	・一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、重度身体障がい者の、急病等の緊急時の不安を解消するために緊急通報装置を貸与します。併せて、緊急通報システムサービスについて周知を図ります。	障害福祉課 介護保険課

項目	内容	関係課・関係機関
⑤自主防災活動などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材や保管庫の整備、食料等の備蓄にかかる費用を補助します。 ・自主防災組織育成研修会の開催と啓発活動を実施します。 ・すべての自主防災組織が訓練を実施できるよう支援します。 	危機管理課
⑥災害時のボランティア受入態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき、災害ボランティアセンターの開設や兵庫県・他市町との連携等、災害時に迅速な対応ができる体制づくりを進めます。 	危機管理課 福祉課 (社会福祉協議会)
⑦「人の目の垣根隊」による地域での見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの登下校時を中心に、犯罪・事故から守る活動を展開します。 ・公民館活動や自治会、PTA、老人クラブ、高齢者大学等を通じて新規加入を呼びかけるなど、活動への参加者の増加を図ります。 	学校教育課 青少年センター
⑧避難困難者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・市による調査及び民生委員・児童委員による訪問活動により、「くらしあんしんシート」及び「災害時要援護者名簿」を作成し、自主防災組織を中心とする地域での災害時要援護者の支援体制の整備を促進します。 ・自治会や関係機関と連携しながら、支援が必要な要援護者の把握に努めるとともに、災害時に迅速に対応できる体制づくりを進めます。 	危機管理課 福祉課
⑨命のカプセル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者を基本として緊急時の情報をカプセルに入れて冷蔵庫に保管し、救急措置や医療支援の適正、迅速化を図ります。 	危機管理課 福祉課

(4) 地域福祉活動の拠点整備

【現状と課題】

- 感染症の拡大により、地域で住民が顔を合わせて交流する機会や、様々な地域活動の機会が減少している一方、そうした活動の重要性の認識も高まっています。
- 地域において参加・交流の拠点となる場を確保していくと同時に、感染症対策に留意しながら顔の見える関係づくりを進めていくための取組が求められています。
- こうした拠点に足を運びにくい人がいることや、感染症拡大期における交流活動の困難を考慮すると、インターネットをはじめとするICT（情報通信技術）を活用したつながりづくりや交流の場の確保等についても、今後検討していく必要性が指摘されています。

【今後の方向性】

地域福祉を進めるには、地域の人同士の交流を深めることが必要です。気軽に地域の人が集まり、交流を持てる場の確保に努めます。その際、既存の施設の有効活用を図ります。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①地域活動の拠点となる施設の整備	・集会所等整備補助制度の周知を図り、各自治会等におけるコミュニティづくりの場の整備を支援します。	市民協働課
②市民が気軽に集える交流広場づくり	・公民館をまちづくりステーションとし、生涯学習の場だけでなく、行政との情報共有の場、まちづくりの拠点として活用します。	市民協働課 生涯学習課
③地域での居場所づくり	・集会所や公民館等の身近な施設で、集い・交流の場を持つことの大切さについて、地域において認識が共有され、住民自らがサロン活動等を主体的に展開できるよう支援します。 ・地域において、障がい者と保護者や市民が集える交流の場づくりを支援します。【再掲】 ・地域に暮らす人同士の、インターネットを活用した交流や、集いの場への参加等、ICTを活用した取組について、先進的な事例の収集等を進め、地域における展開を検討します。	福祉課 障害福祉課 (社会福祉協議会)

基本方針2：誰もが自分らしく暮らせる環境づくり

(1) 相談支援の充実

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、普段の生活の中で困っていることや不安になっていることについて、「健康に関すること」という回答が最も多く、次いで「公共交通が不便」「生活費や医療費などお金に関すること」が多くなっています。また、普段の生活で同居の家族以外の手助けが必要と思う時については、21.5%が「ある」と回答しており、何らかの支援を必要としている人が少なくないことが示されています。
- 本市では住民の生活課題や様々な困りごとに対する支援について、専門的な相談支援の充実に取り組んでいます。一方で、生活困窮や社会的孤立、ひきこもり等、新たに対応を求められる課題や既存の枠組みでは十分に対応できない問題も増加しており、こうした課題や困りごとに適切に対応できる体制整備も求められています。
- 適切な福祉サービスや制度の利用につなげる上でも、引き続き相談支援体制の充実を進めていくことが求められており、対応力や支援の質を向上させていくことが求められています。また、相談窓口に来ることが難しい人への相談支援の提供についても引き続き課題となっています。

【今後の方向性】

福祉サービスの適切な利用に向けては、高齢者や障がいのある人、子ども、外国人などそれぞれに応じた専門的な相談体制の充実が必要です。

地域の様々な問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを図るため、高齢者や障がいのある人、子ども、家庭で介護や子育てをしている家族の悩みを受け止める総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①地域における福祉ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、民生・児童協力委員とが連携しながら地域の福祉ニーズを把握し、市民の相談に応じることができる体制づくりを支援します。 ・民生委員・児童委員等からの情報を関係機関へ伝え、情報の共有化を図ります。 ・既存の制度や福祉サービスでは十分に対応できない、いわゆる制度の狭間の課題について、支援を必要とする人の把握や支援の方策について、地域や関係機関と連携した取組を推進します。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課
②市の相談体制及び専門的な相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターでは、高齢者の多様なニーズや相談に対して関係機関と調整します。さらに、専門職の人材確保や育成を図り、サブセンターや在宅介護支援センター（ブランチ）の相談業務等の機能強化を図ります。 ・生活困窮者に対する相談支援について、利用者のニーズを踏まえて必要な相談窓口を整備します。 ・基幹相談支援センターに各種の専門職を配置し、障がいのある人や家族、支援者等からの相談に対応します。 ・乳幼児発達専門相談（すこやか相談）や、子育てにおける不安や悩み、ひとり親家庭の生活に関する子育て相談を実施し、子育て世代を支援します。 ・本市で生活を始める外国人に向けて、「やさしい日本語」や多言語による「三木市生活ガイドブック」を作成し、生活に必要な情報提供を行うとともに、「外国人住民相談窓口」を開設して、各種行政手続きや日常生活等の困りごと等の相談に対応します。 ・ケース会議や担当者の研修等を通じ、相談支援の質の向上を図ります。 	市民協働課 福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 介護保険課

項目	内容	関係課・関係機関
③訪問による相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員や地域等の方から相談のあった支援を必要とする人への訪問を行い関係機関と連携を図りながら相談に対応します。 ・ 子育ての支援が必要な状況にある家庭に対し訪問支援員（保健師・保育士・ホームヘルパー等）を派遣し育児、家事等の援助や育児相談を受ける養育支援訪問事業を実施します。 ・ 妊産婦・乳幼児・成人・高齢者に対する家庭訪問を実施し、健康や育児等の相談に対応します。 ・ 地域で障がいのある人への相談を行う相談員について、必要な人への情報提供・周知を進め、利用の促進を図ります。 	福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 介護保険課
④自殺対策の推進 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心の健康づくりや自殺対策の推進について、三木市自殺対策計画に基づく取組を推進します。 	障害福祉課

(2) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

【現状と課題】

- 本市の高齢者は、年齢別の要介護認定率が国・県より低くなっており、地域や事業者と連携しながら進めてきた介護予防やリハビリテーションの充実が背景にあると考えられます。こうした福祉サービスを維持し、さらなる充実を図っていくことで、誰もが暮らしやすいまちづくりにつなげていくことが求められます。
- 必要な人に適切なサービスが届くための情報提供・情報発信の充実や、既存のサービスでは十分に対応できない生活課題への対応、福祉人材の確保とサービスの質の向上の取組等を引き続き推進し、住み慣れた地域で暮らし続けることができ、社会参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

【今後の方向性】

支援を必要とする人が安心してサービスを利用できるよう、福祉情報の提供体制の充実を図るとともに、サービスの質の向上・確保を図ります。また、福祉サービスの向上と効率化に向け、研修の開催や活動支援を充実させ、福祉や保健、介護にかかわる専門分野の人材を育成し、人材の確保に努めます。民間事業者参入のための情報提供等を行い、市内の福祉サービスの充実に取り組みます。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①福祉サービス利用などに関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・「福祉のしおり」を発行し、福祉サービスや相談窓口等について、障がい者に情報提供します。・「介護保険ガイドブック」により高齢者に情報提供します。・日常生活や福祉サービスの利用に困難を抱える人の支援について、ニーズの増加に対応できる体制整備を進めます。	障害福祉課 介護保険課

項目	内容	関係課・関係機関
②子育て支援にかかる情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て応援ハンドブック」を母子健康手帳交付の窓口で配布するとともに、保健師・助産師などが面談し、妊娠出産育児について情報提供します。 ・「お誕生おめでとうパンフ」を出生届窓口で配布します。 ・ホームページで医療・保育・教育・相談窓口など子育て支援情報を一元的に提供します。また、子育て応援アプリを活用した情報提供を行います。 	子育て支援課 健康増進課
③ケアマネジメント体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者が、介護保険サービスや障害福祉サービス、その他の保健・医療・福祉にわたるサービスを、総合的・一体的・効率的に利用できるよう、支援します。 ・介護支援専門員（ケアマネジャー）等へ、研修会を通じて、在宅福祉サービスやインフォーマルサービスの周知を図ります。 	障害福祉課 介護保険課
④難病患者などの支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスを周知し、必要な方へのサービスの実施を図ります。 ・加東健康福祉事務所など関係機関と連携を図り、支援体制の整備を進めます。さらに広報みきなどで制度の周知に努めます。 	障害福祉課 健康増進課 介護保険課
⑤市民をあげての子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・みきっ子未来応援協議会及び4部会により、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行うとともに、次の時代を担う子どもたちを健やかに育むまちづくりと子育て支援を進めます。 	子育て支援課 学校教育課 教育・保育課

項目	内容	関係課・関係機関
⑥福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人、障害福祉サービス及び介護保険サービス事業所等に対して適正な法人運営や事業運営、サービスの提供等が行えるよう、指導監査や研修を通じて指導・助言を行います。 ・市が指定する地域密着型サービス事業者に対して、第三者評価事業の普及啓発を行います。 ・介護保険サービスの適正化等の取組を継続するとともに、福祉サービスの質の確保について、事業者と連携した取組を進めます。 ・障害福祉サービスの内容や施設・事業者に関する情報など、サービスの選択に必要な情報を提供するとともに、事業所等の関係機関と連携し、福祉サービス等の質の確保に努めます。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課
⑦福祉に携わる人材の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県社会福祉協議会が実施する福祉行政機関研修会へ参加し、職員の専門的知識の向上に努めます。 ・市内の介護支援専門員（ケアマネジャー）及び相談支援専門員を対象にした研修会や高齢者ケア研究会と協力した研修会等を開催します。 ・適切なサービス提供ができていないかについて、ケアプランチェックを行い、一人ひとりの資質の向上を図ります。 ・福祉サービスの担い手となるスタッフや専門職員の確保について、県や事業者と連携した取組を推進します。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課
⑧日常生活・介護予防総合事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護・通所介護等について地域の実情に応じた多様なサービスを検討し、必要な取組を実施します。 	介護保険課
⑨地域に不足する支援サービスの創出・参入の促進 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの創出と展開について、ニーズに応じた取組の創出と展開を事業者や関係機関と連携しながら推進します。 ・社会福祉を目的とする多様なサービスの振興や参入の促進を図るとともに、既存のサービスとの連携による効果的な支援体制の構築を図ります。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課
⑩民間事業者参入のための情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者等の公募をホームページ、広報等で幅広く呼び掛けます。 	障害福祉課 介護保険課

(3) 虐待防止と差別解消

【現状と課題】

- 虐待の防止については、相談窓口の設置や関係機関のネットワークによる防止と対応の取組の充実を図っています。引き続き、市民や事業者への周知を進め、適切に一人ひとりの権利と尊厳が守られる環境づくりを進めていく必要があります。
- 令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。こうした差別解消のための法改正を含む人権擁護と差別解消の取組について、広く情報提供・啓発を推進していくことが求められています。

【今後の方向性】

虐待の対応については、引き続き関係機関のネットワークによる防止と対応の充実を図っていくと同時に、相談窓口等について広く情報発信していきます。差別解消の取組の充実を図るとともに、人権擁護や差別解消のために市民や地域、事業者等において求められる取組について、周知啓発と情報提供を推進します。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①虐待防止に向けた相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・虐待関係を含めた高齢者の相談に対応します。関係機関との連携を強化し、個別の相談について検討できる相談体制づくりを進めます。・障がい者虐待の防止や障がい者の養護者に対する支援等に関して、基幹相談支援センターに相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら相談支援を行います。	障害福祉課 介護保険課
②虐待予防に向けた家庭児童相談の拡充	<ul style="list-style-type: none">・心理担当支援員・保健師・子ども家庭支援員による子育て不安に対する相談を実施します。・保育士、保健師、栄養士等の専門職とボランティアが、地域の公民館等で親子遊びと子育て相談等を行う「子育てキャラバン」を実施し、子育ての不安や孤立感の解消を図ります。・市内の各園、小、中、特別支援学校を訪問し、要保護児童の情報共有と相談を実施します（オレンジネットワーク事業）。	子育て支援課

項目	内容	関係課・関係機関
③虐待防止と早期発見・早期対応のための共通の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる虐待の未然防止と早期発見・早期対応に向け、権利擁護に関する啓発を進めるとともに、通報・相談窓口の周知を強化し、早期発見・早期対応につなげます。 ・関係機関のネットワークによる防止と対応の取組の充実を図ります。 	障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 介護保険課
④障がい者差別解消に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別を解消するための取組を効果的にかつ円滑に行うため、三木市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有するとともに、差別解消の取組の普及・啓発を行います。 	障害福祉課

(4) 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

【現状と課題】

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、個人としての尊厳と自己決定権の尊重を基本原則としながら成年後見制度の利用促進を進めていく必要があります。
- 本市では「三木市成年後見支援センター」を三木市社会福祉協議会に委託して開設しており、制度の利用に向けた相談支援や、制度の普及・啓発に取り組んでいます。
- 市民アンケート調査では、「成年後見制度」について「名称も制度内容も知っていた」は28.4%、「名前だけは知っていた」が41.1%、「名前も制度内容も知らなかった」が28.8%となっています。また、自分自身が判断できなくなった場合に成年後見人に財産管理などを任せることについては、「わからない・何とも言えない」が43.8%、成年後見制度の利用促進に向けての課題については「制度に関する十分な知識がない」が59.6%でそれぞれ最も多くなっており、利用促進に向けた制度の周知にはさらなる取組が求められる状況です。
- 一方で、身近に成年後見制度の利用を必要とする人については、「いる」と「将来必要とする人がある」の合計が11.6%になっており、今後制度を必要とする市民が増加することが予想されることから、必要な体制整備を進めていくことが求められます。

【今後の方向性】

誰もが個人としての尊厳が尊重され、必要な支援を受けながら自己決定できるよう支援することを基本として、成年後見制度の利用の促進を図ります。意思決定支援の重要性や制度の周知に努めるとともに、三木市成年後見支援センターを中核機関とする権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進します。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら意思を決定することに困難を抱える方が、日常生活のあらゆる場面で本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、意思決定支援の重要性や制度の周知に努めます。 ・成年後見制度利用支援事業の制度の周知に努め、必要に応じて成年後見制度を活用し、地域での生活が継続できるよう支援します。 ・成年後見人等の担い手の確保に努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するため、低所得者にかかる申し立て手続き費用や後見人等の報酬費用の助成の拡充を図ります。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課 (社会福祉協議会)
②関係機関との連携による体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターや相談支援事業所等の関係機関と連携を確保し、必要とする人の成年後見制度の利用につなげます。 ・三木市成年後見支援センターを中核機関として、必要な人が、自分らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組みます。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課 (社会福祉協議会)
③市民による後見活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人制度の周知・啓発に努めます。 ・市民後見人の養成講座を実施し、担い手の確保に努めます。 ・法人後見事業を実施する団体や親族、市民後見人などの後見人の活動について、研修機会の提供や専門職による助言等の支援体制の構築を進めます。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課 (社会福祉協議会)

(5) 支援を必要とする人を支える体制づくり（再犯防止推進計画を含む）

【現状と課題】

- 生活困窮者の支援や子供の貧困対策、犯罪をした人の再犯防止の取組等、社会的な課題としてこれまで十分認識されてこなかった問題について、既存の福祉行政の枠組みにとどまらない、分野横断的な対応と支援が求められています。
- 感染症拡大にともなう就労環境の変化等を背景として、生活困窮に関する相談件数が増加しており、関係機関と連携しながら適切に対応していくことが求められています。
- 平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、市町村における「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」の策定が努力義務とされるとともに、地域福祉との一体的な展開が求められています。

【今後の方向性】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、現に経済的に困窮している生活困窮者を早期に発見し、問題が深刻化する前に包括的な支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図っていきます。

生活のみならず、住宅、教育、学習支援、医療、介護等の支援を必要とする高齢者、障がい者、子育て家庭等について、関係機関と連携して包括的な支援に努めます。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①「生活困窮者自立支援法」に基づく困窮者自立支援制度の推進	・感染症拡大を背景として相談件数が増加しており、生活保護の前段階の第2のセーフティネットとして、本人の状況や意思を確認しながら、早い時期から関係機関と連携した包括的な支援を実施します。	福祉課

項目	内容	関係課・関係機関
②子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的理由により就学困難な児童等の保護者に対する経済的支援を実施します。 ・ 家庭での養育が十分でない要支援児童を対象とした生活力向上の支援や、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援等、子どもを対象とした支援の充実を図ります。 ・ 子どもの貧困率がとりわけ高い「ひとり親家庭」の支援として、きめ細やかな相談体制の充実を図るとともに、ひとり親への経済的自立に向けた就労支援等を実施します。 ・ 外国にルーツを持つ子どもの増加を踏まえ、支援制度のわかりやすい周知を進めます。 ・ 地域住民やボランティアが中心となって実施する子ども食堂の取組を支援します。 	福祉課 子育て支援課 学校教育課
③再犯防止の取組の推進 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関や民間団体等と連携・協力しながら犯罪をした人等の立ち直りと自立の支援に向け、保健医療・福祉関係機関及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化を図ります。 ・ 保護司会等の更生保護ボランティアの活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。また、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」等を通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。 ・ 更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を図ります。また、再犯防止のために重要となる就労や住まいの確保に向けて、支援関係者等との連携の充実を図ります。 	福祉課

項目	内容	関係課・関係機関
④就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対する就労支援について、ハローワーク等の関係機関と連携した取組を推進します。 ・障がいのある人の就労等について、基幹相談支援センターが窓口として相談を受け付け、関係機関との調整を行います。 ・ひとり親家庭等において子どもを養育する際の生活基盤を整えるための就労支援として、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業により自立に向けての職業能力の開発を支援します。 ・シルバー人材センターを通じた高齢者の働く場の確保や地域参加を推進します。 	福祉課 障害福祉課 子育て支援課
⑤意思疎通支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所内に手話通訳者と要約筆記者を設置し、聴覚障がい者への相談や支援を行います。 ・「三木市共に生きる手話言語条例」に基づき、言語としての手話の理解促進と普及を図るとともに、必要に応じてコミュニケーションの支援が受けられる体制づくりを進めます。 	障害福祉課
⑥認知症の人の見守り支援 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーターの活動の場づくりと、認知症の本人・家族の声を発信することで、よりよい支援につなげます。また、認知症で困っている方の相談窓口等、一層の情報発信を図ります。 ・行方不明者が発生した時に、認知症高齢者等の見守りSOSネットワークにより情報を共有し、早期発見・保護につなげます。また、住民主体による地域の中の見守りや支え合いの体制づくりを推進します。 	介護保険課

(6) 誰もが暮らしやすい地域生活環境の整備

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、現在住んでいる地域の暮らしやすさについて、「暮らしやすい」が28.8%、「どちらかという暮らしやすい」と合わせると、81.6%が暮らしやすいと回答しています。
- 誰もが暮らしやすいと感じられる生活環境の充実に向け、引き続き取り組んでいく必要があります。

【今後の方向性】

誰にとっても暮らしやすいまちとなるよう、公共公益施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。また、安心・安全に暮らしていけるための支援の充実を図ります。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①人にやさしいまちづくりの推進	・特定施設建築等届を「兵庫県福祉のまちづくり条例」により審査し、指導助言します。	福祉課
②移動・交通対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者が免許の取得に要した費用の一部助成や障がいに合った自動車の改造費の助成を行います。 ・高齢者等を対象に、市内バス交通の一律運賃制の周知など、バスのIC化に対する啓発を推進します。 ・交通弱者対策として、地域ふれあいバスの導入を検討する市民協議会を支援し、地域住民の交通手段の確保及び公共交通の活性化を図るとともに、地域づくりを支援します。 ・地域住民の交通手段の確保及び公共交通の活性化を図るとともに、地域づくりを支援します。 	障害福祉課 交通政策課
③住宅環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がいのある人が、自宅で自立した生活を送るために必要な住宅改造助成制度の周知を図ります。 ・生活や住宅に配慮を要する人の住まいの確保や生活の安定について、事業者や関係機関と連携した支援体制の整備を図ります。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課

項目	内容	関係課・関係機関
④福祉機器の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉機器を利用して自立促進が図れるよう、福祉用具の貸与等を行います。 	障害福祉課 介護保険課
⑤健診及び健康相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康についての不安を解消するため、町ぐるみ健診では、市民が受診しやすい体制を整えます。 ・健康医療相談ダイヤルでは、市民がいつでも心身の健康面の不安を相談できるよう、医療職が24時間、電話で相談に応じます。 	健康増進課
⑥意思疎通支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔手話通訳サービスでは、感染症流行時や災害時など遠隔（オンライン）で対応します。 	障害福祉課

基本方針3：誰一人取り残さない支援と協働の仕組みづくり

(1) 地域社会のネットワークづくりの推進

【現状と課題】

- 高齢化社会を背景として支援を必要とする人が増加する中、多様化・複雑化する福祉課題に対応するためには、行政だけの取組では限界があることが指摘されて久しい状況です。
- 行政、関係団体・関係機関、専門家、地域団体、住民の自主的な活動等が幅広く連携し、ネットワークを構築していくことで、多様な課題に対応し、必要な人に必要な支援が届く体制づくりを進めていくことが求められています。

【今後の方向性】

地域における福祉課題を、地域で解決していくために、各分野の既存のネットワーク等を活用し、地域や関係機関などをネットワークでつなぎ、その活動等を支援していきます。また、関係機関と連携した課題解決の仕組みづくりを推進し、効果的な対応・支援へとつなげていくことを図ります。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①地域福祉ネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・介護支援専門員(ケアマネジャー)及び相談支援専門員の連絡会を行い、課題や情報の共有と連携の強化を図ります。・民生委員・児童委員の定例会を各地区で行い、地域内の要援護者の把握と情報の共有を図ります。・医療・介護をはじめとして地域で支え合う仕組みづくりについて、地域の生活支援体制整備や関係機関とも連携しながら、協働のネットワークの構築を図ります。	福祉課 障害福祉課 介護保険課

項目	内容	関係課・関係機関
②地域ケア会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、専門職からの助言をもとに、個別の課題解決と今後の支援について検討し、よりよい支援につなげます。 	介護保険課
③多様な社会資源のネットワーク参加への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの問題点やニーズの把握に向け、ボランティア活動プラザみきや市民協働課等関係機関と連携を図ります。 ・高齢者の見守りや災害応援について、民間事業者と協定を結び、連携した取組を推進します。 	危機管理課 市民協働課 福祉課 介護保険課
④権利擁護のための関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・みきっ子未来応援協議会要保護児童部会を開催し、関係機関が連携を密にし、情報の共有を図りながら虐待ケースの予防と迅速な初期対応に努めます。 ・関係機関との連携を強化し、虐待についての対応や防止に向けて情報の共有を図ります。 	障害福祉課 子育て支援課 介護保険課

(2) 包括的・重層的な支援体制の整備

【現状と課題】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、既存の分野別の支援体制では、十分な対応が困難になっている状況を受け、国においては社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業が創設され、分野横断的な取組により、包括的な相談支援や社会参加の支援、地域づくりに向けた支援等を推進していくことが求められています。
- また、高齢者が重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で支援を受けながら暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の体制整備についても、従前から取組が進められており、本市においても生活支援コーディネーターを配置し、市内10圏域のうち6圏域で、住民参加による関係者のネットワークづくりや地域の課題解決に取り組む「協議体」の設立が進んでいます。
- こうした政策動向も踏まえながら、身近な地域で支援や課題解決に取り組める体制づくりから、関係機関のネットワークによる支援、専門性の高い支援等、包括的で重層的な支援体制を整備構築していくことが、これからの地域福祉の体制づくりに求められています。

【今後の方向性】

本市がこれまで進めてきた分野別の取組の専門性を生かしつつ、包括的・重層的な支援体制の整備構築に向けた取組を推進するため、相談支援窓口の連携強化や地域住民主体の地域における体制づくり、多様な支援や施策の相互連携等に取り組みます。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①包括的な相談支援に向けた取組の推進 新規	<ul style="list-style-type: none">・専門分野別に整備が進んできた本市の福祉関係の相談窓口の相互連携を強化し、複合的・分野横断的な問題に対しても、適切に対応できるよう取り組みます。・相談者を必要な支援につなげることを原則とし、必要に応じて複数分野の担当者が連携した相談対応やケース会議を行い、相談支援の充実を図ります。・地域からの相談に応じて、複数の関係部局の担当者による訪問を行うなど、支援を必要とする人を取りこぼさない相談支援に努めます。	福祉課 障害福祉課 子育て支援課 介護保険課

項目	内容	関係課・関係機関
②重層的な支援体制の整備に向けた連携・協働の推進 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民主体の課題解決の取組や、事業者・専門家による支援、公的な制度やサービス等が相互に連携し、福祉課題の解決のために適切に活用することができる重層的な支援体制の整備に向けた、関係団体・関係機関の相互連携・協働を推進します。 ・公的な支援と地域の支え合い活動や生活支援の取組との適切な連携に向け、相談支援窓口と地域団体や関係団体、民間事業者との連携のあり方について検討します。 	福祉課 障害福祉課 子育て支援課 介護保険課
③生活支援体制整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターを配置し、市内10圏域すべてで地域住民や関係者が地域課題に取り組む協議体の設置を支援することで、地域住民が主体となって地域で支え合う体制づくりを推進します。 	福祉課 障害福祉課 子育て支援課 介護保険課 その他関係課 (社会福祉協議会)
④総合的な地域づくり施策の展開 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりや生活支援体制整備等に関わる複数の事業の一体的な実施等、国の補助等を活用しながら総合的で効果的・効率的な地域づくり施策の展開を図ります。 ・地域における生活に課題を抱える人を包括的に支援していくため、福祉、保健、医療を含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備を推進します。 	福祉課 障害福祉課 健康増進課 介護保険課

包括的・重層的な支援体制の整備に向けた圏域間の連携について

複雑化・複合化する生活課題に対応し、誰もが取りこぼされることなく支援につながることでできる地域社会をつくっていく上では、身近な生活圏域における見守りや支え合いの取組から、多様な主体による課題解決の取組、市域全体での取組といった重層的な支援が、相互に連携しネットワーク化されることが必要です。本市の地域福祉の取組における基本的な圏域の考え方と、分野別の福祉計画における圏域の設定との関係は、以下のように整理することができます。これらの圏域における取組が相互に連携し、ネットワーク化されることで、地域福祉の基盤の強化を進めていくことが求められます。

見守り・支え合いを中心とした身近な生活圏域

地域の自治会や小学校区を基盤とした、身近な生活圏域です。民生委員・児童委員による見守り活動や、自治会・老人クラブ等の地域団体による交流・相互扶助の活動、住民主体のサロン活動、災害時の支援体制づくり等の取組が展開されています。地域福祉におけるもっとも基礎的な圏域であり、顔の見える関係づくりに基づく住民主体の支え合い・助け合いの活性化により、支援を必要とする人への気づきや課題解決の力を高めていくことが必要です。

地域課題の解決に取り組むコミュニティの圏域

本市では市内に10地区のコミュニティを設定し、それぞれの地区単位で住民主体の市民協議会（まちづくり協議会）を設置して、住民の交流や地域イベントの開催、暮らしや生活における課題の解決に取り組む活動等が展開されています。生活支援コーディネーターが配置され、地域住民や関係者が地域課題に取り組む協議体の設置が推進されているのもこの圏域です。身近な生活圏域だけでは解決できない地域の課題について、多様な主体が関与しながら解決に取り組める体制づくりを進めていく必要があります。

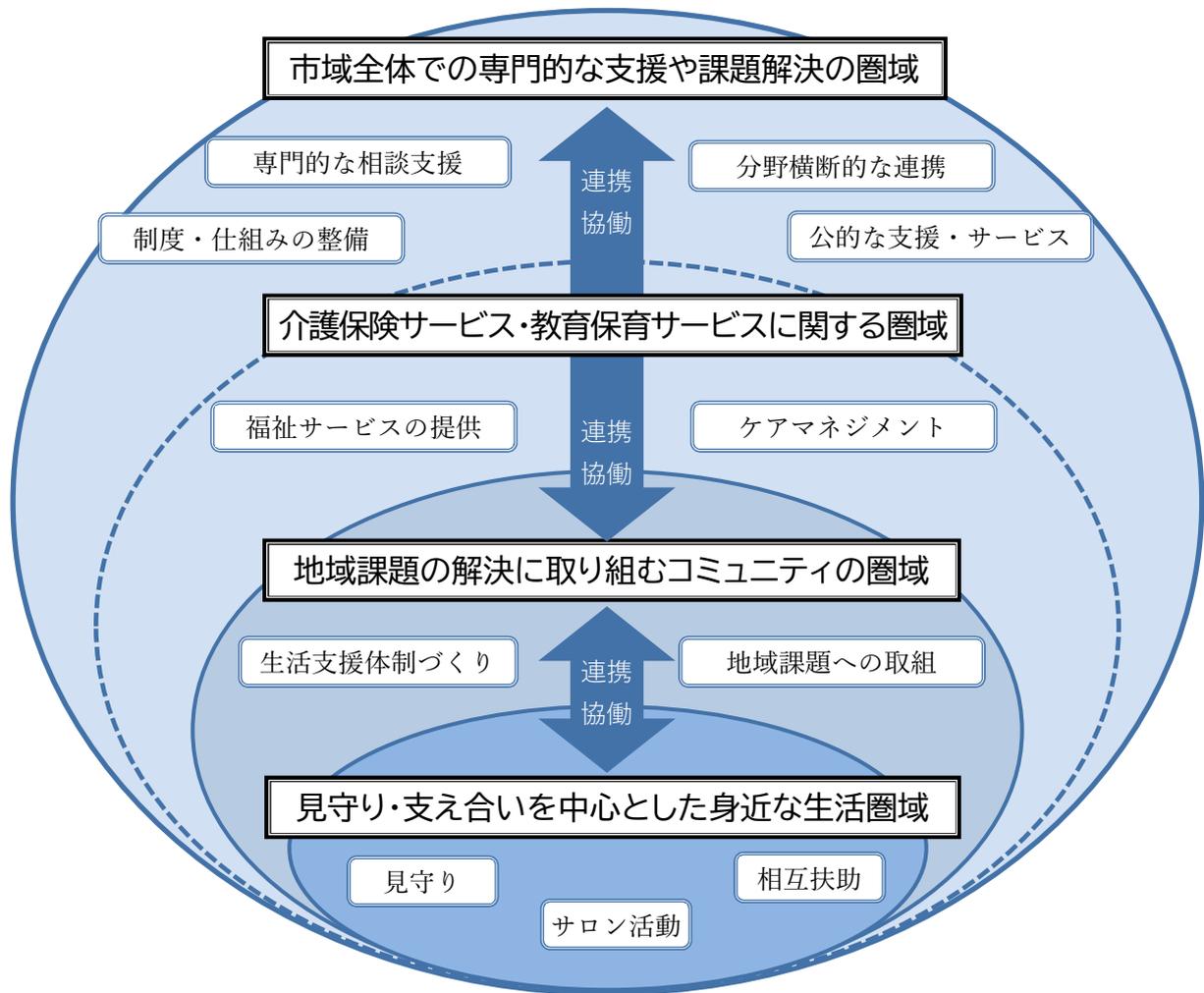
介護保険サービス・教育保育サービスに関する圏域

本市の介護保険サービスや就学前児童の教育保育サービスにおいては、それぞれ市内に3つの圏域（介護保険サービス）または園区（教育保育サービス）を設定して、提供体制の整備が進められています。市域全体のバランスをとりつつ、地域の特徴に応じた福祉サービスやケアマネジメントが提供できるよう、コミュニティ圏域における地域課題や、市域全体における政策課題との連携を深めていくことが求められます。

市域全体での専門的な支援や課題解決の圏域

コミュニティの圏域においても対応が困難な課題や、より専門性の高い支援が求められる課題については、市域全体を圏域として、すべての市民を対象とした本市の施策や相談窓口による対応が必要となります。専門分野間の横断的な連携を強化させると同時に、コミュニティ圏域における取組との支援・連携を進め、必要に応じて施策化を図るなど、総合的な課題解決の取組を進めていくことが必要です。

■ 包括的・重層的な支援体制の整備に向けた圏域間の連携のイメージ



(3) 多様な主体による福祉活動の活性化

【現状と課題】

- 感染症の拡大による地域活動の低迷の一方、市民アンケート調査で、そうした状況を踏まえ、これからの社会において助け合いは必要だと思うかどうかを尋ねたところ、「そう思う」が55.7%、「ややそう思う」を合わせると83.7%が、助け合いが必要だと回答しています。
- 同じく市民アンケート調査では、コロナ禍において助け合おうという意識が高まったかどうかについて、「高まった」という回答が18.0%、「やや高まった」と合わせると59.3%が助け合いの意識が高まったと回答しています。
- 上記のような市民の意識を具体的な活動につなげ、地域福祉活動を活性化させていくことがこれからの課題と言えます。

【今後の方向性】

ボランティア・NPO等へ参加を促進するため、その必要性和意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動等の情報発信やボランティア講座の開催、ボランティア参加機会の提供の充実に努めます。また、市民活動・ボランティア活動の育成と支援に取り組みます。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①ボランティア活動・市民活動の普及啓発と参加機会の拡大	<ul style="list-style-type: none">・市民活動支援事業を、各公民館や広報などで周知します。・市民活動団体の情報を公開し、住民への周知を図ります。・ボランティア活動プラザみきと連携し、イベント・行事への参加者を募ります。・学生・若年層の参加の拡大に向け、市内の小中高等学校や近隣の大学等と連携した取組を検討します。・市民活動への参加の機会づくりとして、ボランティアフェスタを開催します。	市民協働課
②地域福祉活動などの情報発信と収集	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動プラザみきとの連携強化とともに、市民活動センター及び各公民館相互の情報共有を図ります。	市民協働課 福祉課 生涯学習課

項目	内容	関係課・関係機関
③市民活動の支援・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターにおいて、市民活動の相談や情報の収集・提供、市民活動に係る人材の育成、協働のまちづくりの推進を図ります。 ・各公民館を核とした地域まちづくりの推進を図ります。 ・市民活動の広域化・多岐化に伴い、市民活動センターと各公民館との情報共有化を進めます。 	市民協働課 生涯学習課
④効果的な市民活動費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的で公益的な市民活動を実施する団体に対する支援制度により、自立的な活動の育成につなげます。 	市民協働課

(4) 参加と協働による地域福祉活動の充実

【現状と課題】

- 国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら地域共生社会の実現が目指されています。
- ある分野では支援の受け手となる人であっても、主体的に地域活動に参加し、課題の解決に取り組んでいけるような地域づくりが求められており、誰もが地域福祉活動に参加し協働できるための環境整備を進めていくことが求められています。

【今後の方向性】

様々なかたちで地域福祉活動への市民の参画を促し、活動の活性化と充実を図ります。誰もが地域活動に参加できる環境づくりに向け、地域課題の共有や学習の場づくり、情報発信、高齢者や障がい者の参加の拡大等の取組を推進します。

【主な取組項目】

項目	内容	関係課・関係機関
①市民の参画と協働によるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・市民活動支援事業を展開し、市民協議会の活動を推進します。また、ボランティアフェスタの開催等を進めます。・市民の参画と協働によるまちづくりの仕組みづくりを支援します。	市民協働課
②地域活動への参画や新しい活動の育成支援	<ul style="list-style-type: none">・高齢者大学の充実を図り、シニア層の地域参画を進める仕組みづくりを進めます。・地域で新しい活動を展開する団体やグループについて情報発信し、活動の広がりや活性化を図ります。また、継続的な活動に必要な資源や情報等について支援の充実を図ります。	生涯学習課
③地域課題や地域資源の共有の取組の支援 新規	<ul style="list-style-type: none">・市民協議会や地域サロン等の活動を通じ、地域の課題や、活用可能な地域資源についての認識を共有し、課題解決の取組につなげていけるような地域の主体的な活動を支援します。・地域づくりに関する学習機会や情報の積極的な提供に努め、地域福祉活動への参加の拡大を図ります。	市民協働課 福祉課

項目	内容	関係課・関係機関
④ボランティア・市民活動者の連携による在宅生活支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で生活上の課題について共有し、住民が支援の担い手として参画する地域の支え合い体制づくりについて協議する場として、各地区市民協議会に「暮らし・生活部会」の設置を進めます。 	福祉課 介護保険課 (社会福祉協議会)
⑤安定的な地域の自主財源の確保 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動において活用可能な各種の助成・補助等について、市のホームページ等で広く公開するとともに、関係者への周知を図ります。 ・官民協働の取組や寄付・共同募金の活用等を含め、住民の地域づくりへの関心を喚起し、多様な資源を活用して福祉活動が推進されるよう取り組みます。 	市民協働課 福祉課
⑥地域での学び・遊びの場づくりと世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> ・経験や知恵をお持ちの高齢者等を地域文化伝承者として講師登録し、学校園から要請があった場合、講師として派遣し、園児・児童・生徒に地域文化を伝承し、世代間交流が活発になるように支援します。 	福祉課
⑦高齢者、障がい者などの参加機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区老人クラブが児童や園児とともに「花いっぱい運動」を実施し、緑あふれる住みよい地域づくりを推進します。 ・県・市から委嘱を受け活動している身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員や、相談員として活動する障がい当事者等による相談支援を活用し、外出や余暇活動などを通じた社会参加の促進を図ります。 ・障がいのある人等に対する合理的配慮の提供について、行政窓口での対応や手続き等における確実な実施を確保するとともに、事業者や地域活動等における取組の促進を図り、障がいの有無にかかわらず社会参加できる地域づくりを推進します。 	福祉課 障害福祉課
⑧当事者参加の推進 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野の政策決定にかかわる審議会等に、高齢者や障がい者等の当事者の参加を促進します。 ・障がい者によるピアカウンセリングの実施等、福祉サービスの提供における当事者の経験や意向の反映を図ります。 	福祉課 障害福祉課 介護保険課

第5章 計画の推進体制

1 計画の周知

地域福祉の推進には、行政、地域住民、地域団体、関係団体・関係機関等の多様な主体がその役割を担っていくことが重要であり、本計画の基本的な考え方や取組の方針を幅広く周知していく必要があります。一人でも多くの市民に、本計画の基本理念・基本方針や施策内容などを知らせるとともに、地域における主体的な活動が喚起されるよう、市の広報やホームページなどを活用して広報を行うとともに、各種のイベント・研修等の様々な機会を通じて、周知を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉をはじめ多岐にわたる行政分野との連携体制のさらなる強化が求められます。また、地域福祉の推進には、市民、地域団体、福祉関係の専門機関など地域に関わる多様な主体と行政とが協働して取り組む必要があります。協働による事業の実施や情報の共有等、地域福祉の推進に関する相互連携のさらなる充実を図り、一体的な本計画の推進を図ります。

本計画の検証・評価については、関係部局による進捗管理や事業の見直しを行うとともに、市民や関係団体、有識者で組織する「三木市社会福祉審議会」に、毎年を取組状況を報告し、多様な観点から進捗状況についての点検評価の意見を受け、取組の改善を図るものとします。

3 社会福祉協議会（地域福祉活動計画）との連携

本計画は、三木市社会福祉協議会が中心となって策定し、住民主体の地域福祉活動について定める地域福祉活動計画と、基本理念・基本方針を共有し、相互に連携・協働しながら推進すべきものであることから、それぞれの計画の進捗状況や推進における課題等について共有を図りつつ、取組の改善や見直しについても連携して行うものとします。また、住民主体の活動の活性化に向け、三木市社会福祉協議会の活動基盤が充実強化され、その役割を十分に発揮できるよう、連携・協力して取り組みます。

資料編

- 1 地域カルテ
- 2 用語集
- 3 三木市社会福祉審議会条例
- 4 三木市社会福祉審議会委員名簿
- 5 計画の策定経過

1 地域カルテ

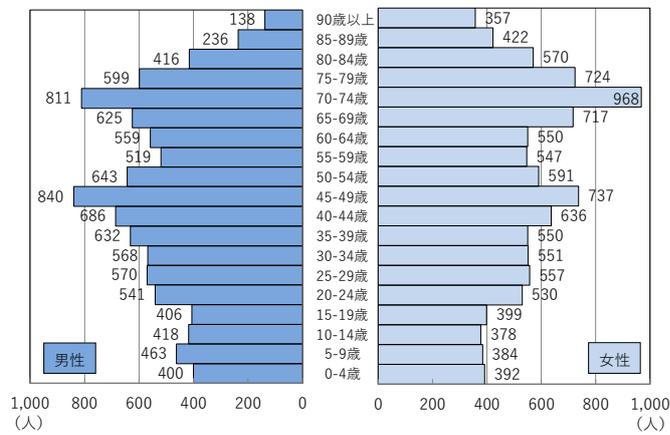
三木地区

10のコミュニティの中では最も人口が多く、近年では子育て世代の転入もあり、人口が維持されてきた地域です。一方で、高齢化に伴う課題も顕在化してきており、地域の支え合い・助け合いをどのようにつくっていくかが課題となっています。



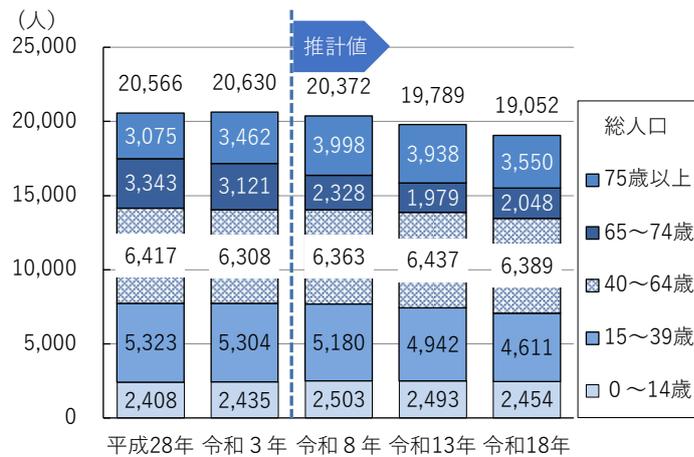
【人口統計より】

■人口ピラミッド（令和3年3月末日時点）

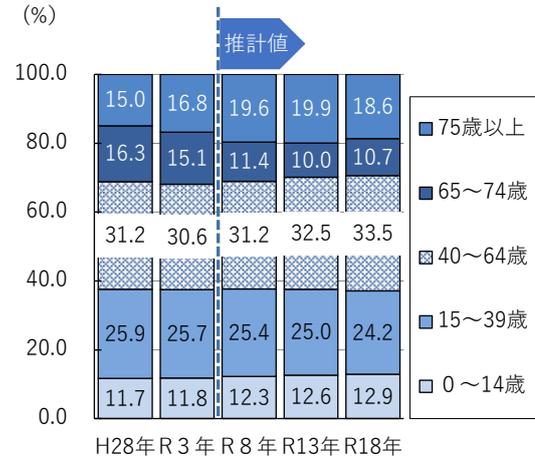


- ◆ 70歳前半のいわゆる団塊の世代と、40歳後半の団塊ジュニア世代の人口が多くなっています。
- ◆ これまでは子育て世代の転入もあって人口が維持されてきましたが、将来的には緩やかな減少が予想されています。
- ◆ 当面は75歳以上人口の割合の増加が続く一方、他の地区と比べると、子どもの数が維持される見込みです。

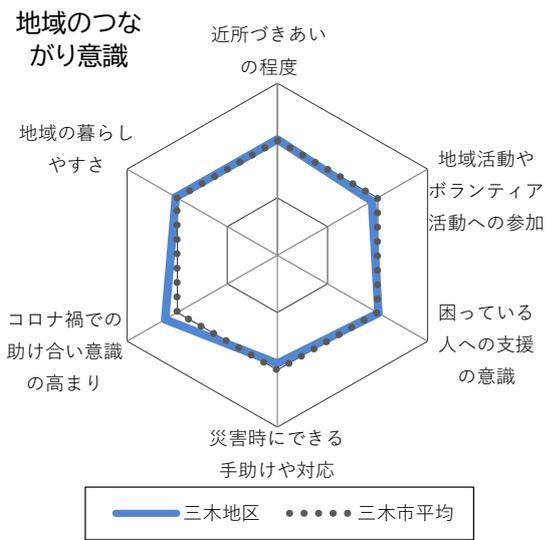
■年齢別人口の推移と将来展望



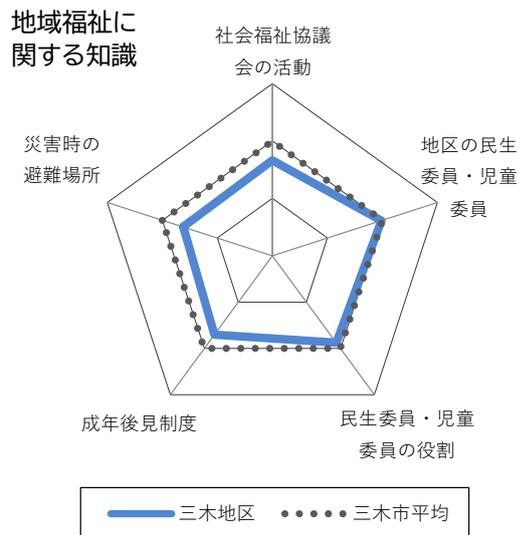
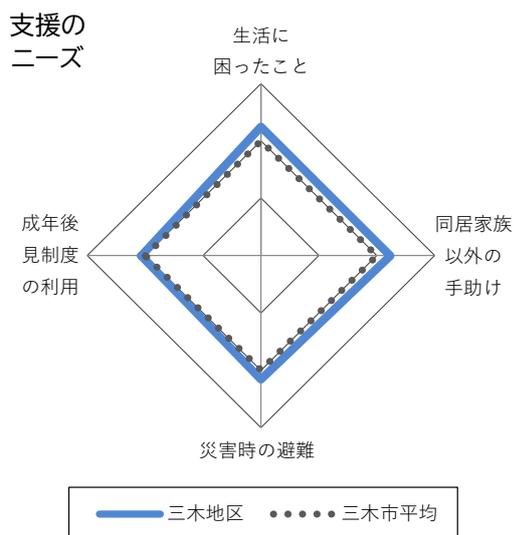
■年齢別人口割合の推移と将来展望



【市民アンケート調査より】



- ◆地域のつながり意識に関する項目は、ほぼ三木市の平均的な状況ですが、コロナ禍での助け合い意識の高まりを感じている人が多くなっています。
- ◆生活に困ったことがあるという人や、同居家族以外の手助けを必要としている人がやや多くなっています。
- ◆地域福祉に関する知識は、全体的にやや低めで、中でも、社会福祉協議会の活動、災害時の避難場所、成年後見制度について、知らないという人が多くなっています。



※ここでは、レーダーチャート（複数の項目を比較して全体像をわかりやすく示すグラフ）を用いて、市民アンケート調査における各地区の住民の意識や現状を示しています。各項目の質問への回答を得点化し、三木市の平均と地区の平均を比較したもので、地区の平均（青色の線）が、三木市の平均（点線）より外側にあるほど、肯定的な回答（意識・ニーズ・知識がある）が多く、内側にあるほど少ないことを示しています。

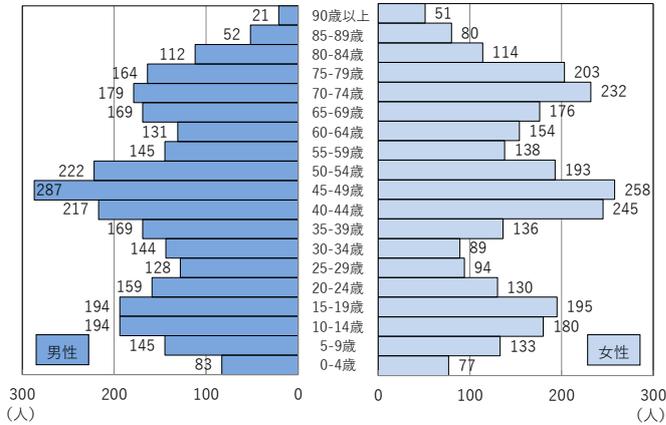
三木南地区

市内では高齢化率が低い地区ですが、少子化が急速に進んでおり、支援を必要とする高齢者も今後増加していくことが見込まれます。今後、新しい地域課題への対応が求められることが増加すると考えられ、地域のつながりを深めていくことが求められます。



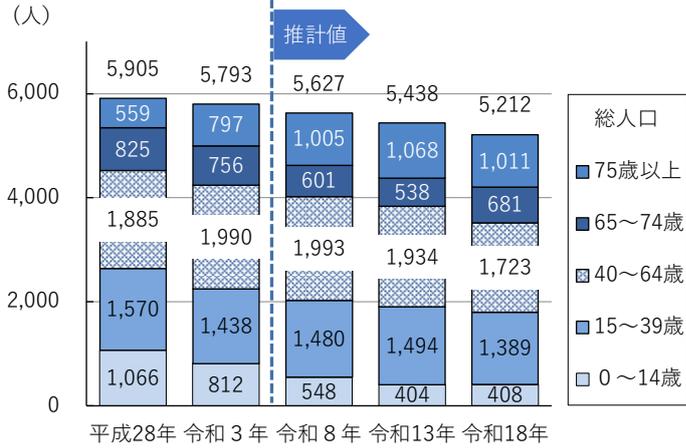
【人口統計より】

■人口ピラミッド（令和3年3月末時点）

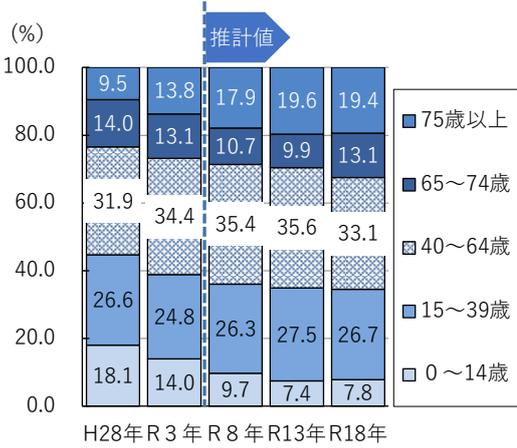


- ◆70歳代、40歳代、10歳代の3つの年代の人口が多くなっています。
- ◆近年では少子化が急速に進んでおり、今後も当面はその傾向が続く見込みです。
- ◆人口はある程度維持される見込みですが、住民の年齢構成が大きく変化していく途上にあると言え、子育て世代の減少や支援を必要とする高齢者の増加等、新たな地域課題への対応が求められます。

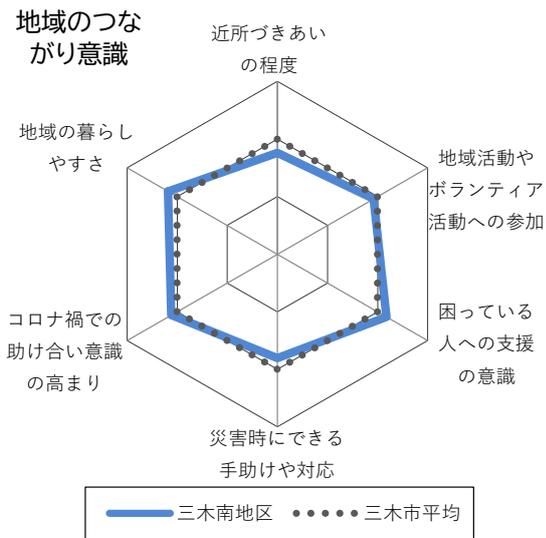
■年齢別人口の推移と将来展望



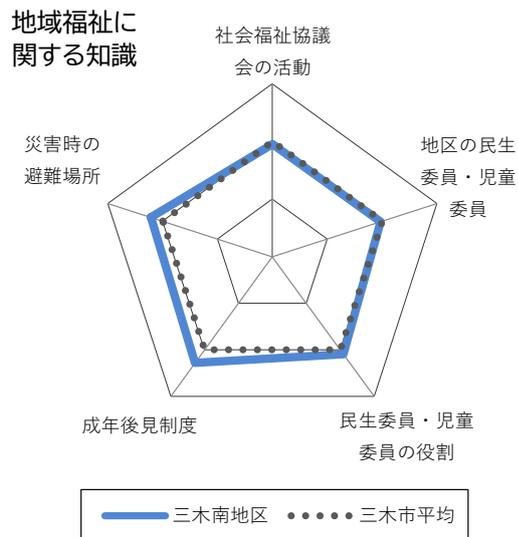
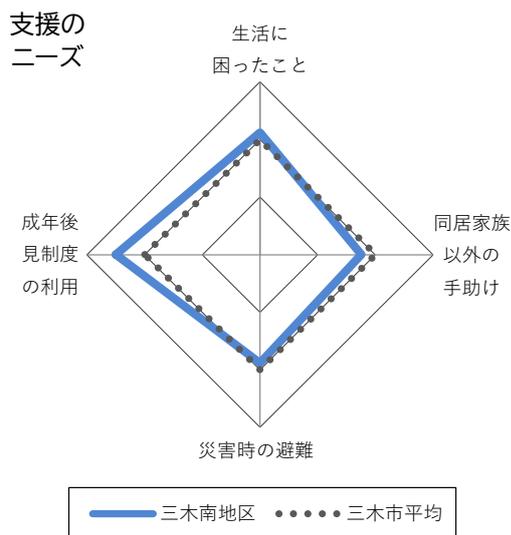
■年齢別人口割合の推移と将来展望



【市民アンケート調査より】



- ◆暮らしやすさを感じている人がやや多く、困っている人への支援の意識やコロナ禍での助け合い意識の高まりを感じている人も多くなっていますが、実際の近所づきあいは市内では薄い方となっています。
- ◆同居家族以外の手助けを必要とする人はやや少なくなっています。
- ◆成年後見制度については、知識面でも、利用を必要とする人が周囲にいるという認識の面でも、高くなっています。



※ここでは、レーダーチャート（複数の項目を比較して全体像をわかりやすく示すグラフ）を用いて、市民アンケート調査における各地区の住民の意識や現状を示しています。各項目の質問への回答を得点化し、三木市の平均と地区の平均を比較したもので、地区の平均（青色の線）が、三木市の平均（点線）より外側にあるほど、肯定的な回答（意識・ニーズ・知識がある）が多く、内側にあるほど少ないことを示しています。

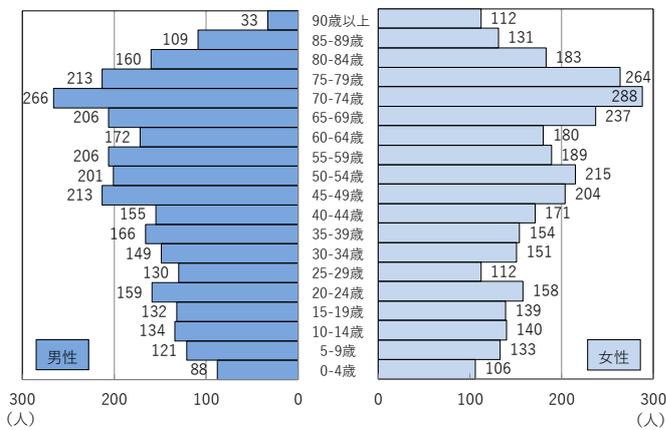
別所地区

高齢者の人口が多くなっていますが、若い世代の人口もある程度維持されています。今後は少子化と人口減少が見込まれます。地域では様々な困難を抱える人がいることが報告されており、必要な支援につながる体制づくりや地域の関係づくりが求められます。



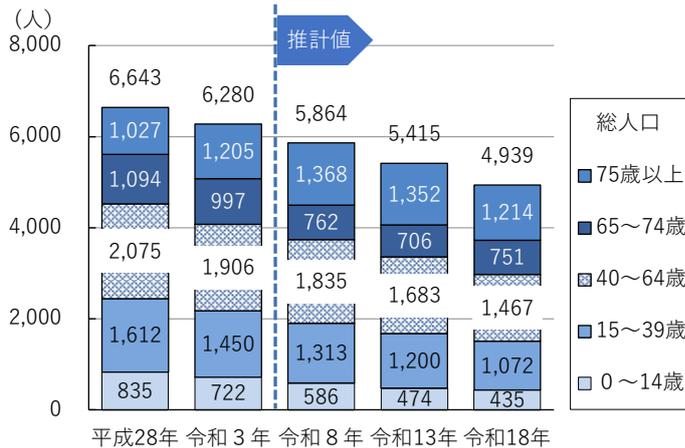
【人口統計より】

■人口ピラミッド（令和3年3月末日時点）

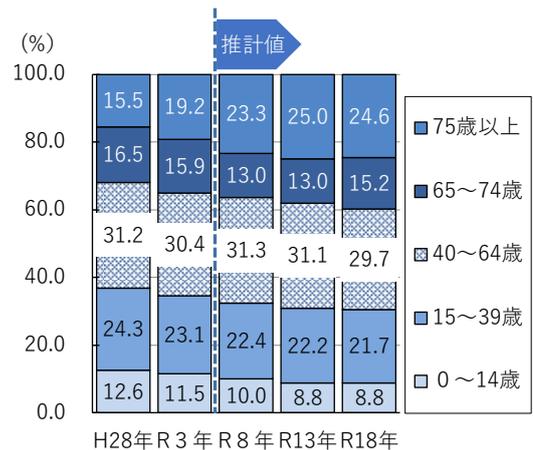


- ◆70歳前半の人口が最も多く、年齢が下がるにつれて少しずつ人口が少なくなっています。
- ◆75歳以上の高齢者の割合は、現在も19.2%となっていますが、将来的には25%程度まで増加する見込みです。
- ◆人口が継続して減少していくことが見込まれますが、高齢者人口に比べて現役世代の減少が大きくなります。

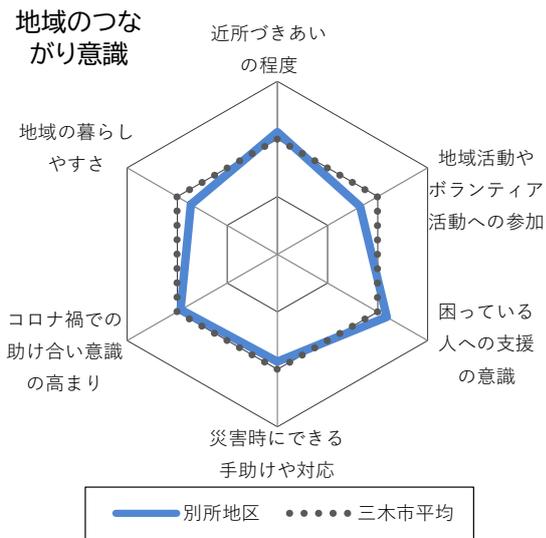
■年齢別人口の推移と将来展望



■年齢別人口割合の推移と将来展望



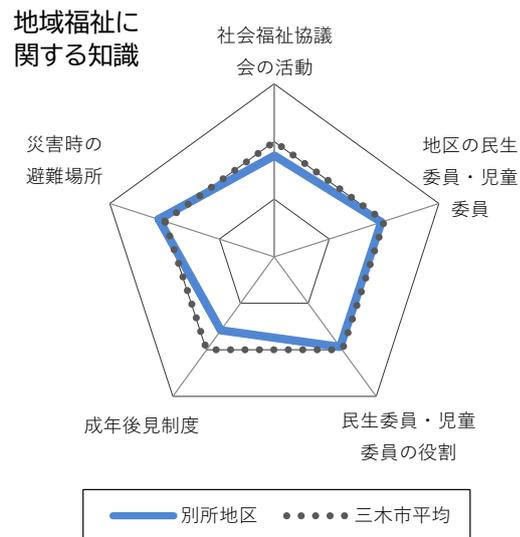
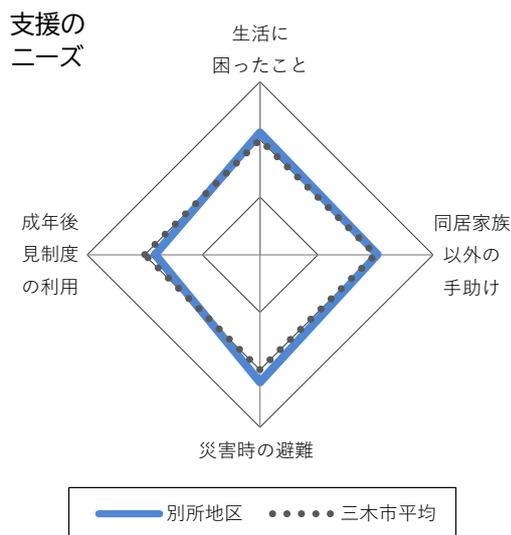
【市民アンケート調査より】



◆地域活動やボランティア活動への参加が市内では少なく、地域の暮らしやすさについても肯定的に回答する人がやや少なくなっています。近所づきあいの程度や困っている人への支援の意識は三木市平均を少し上回っています。

◆支援のニーズに関する項目は、ほぼ三木市平均並みです。

◆地域福祉に関する知識では、成年後見制度について知っている人が少なく、社会福祉協議会の活動についてもよく知らない人がやや多くなっています。



※ここでは、レーダーチャート（複数の項目を比較して全体像をわかりやすく示すグラフ）を用いて、市民アンケート調査における各地区の住民の意識や現状を示しています。各項目の質問への回答を得点化し、三木市の平均と地区の平均を比較したもので、地区の平均（青色の線）が、三木市の平均（点線）より外側にあるほど、肯定的な回答（意識・ニーズ・知識がある）が多く、内側にあるほど少ないことを示しています。

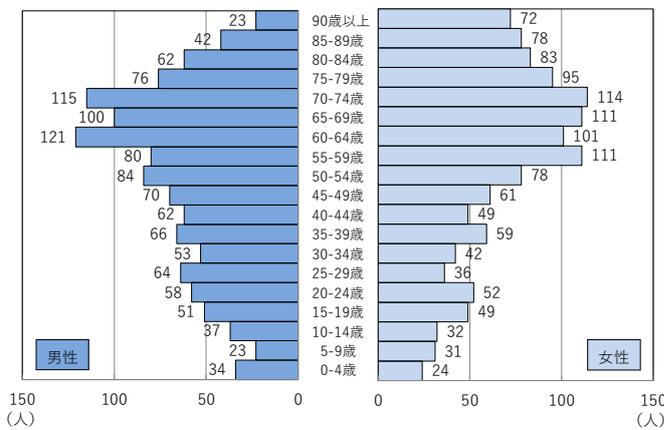
志染地区

少子高齢化と人口減少が急速に進んでおり、10年から15年後には高齢化率が50%を超える見込みとなっています。困っている人への支援や災害時の手助けには意識を持つ人も多くなっており、地域で支え合う関係づくりにつなげていく必要があります。



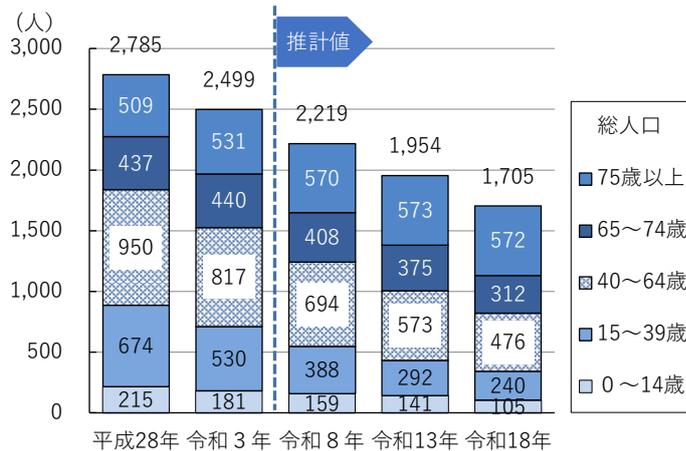
【人口統計より】

■人口ピラミッド（令和3年3月末日時点）

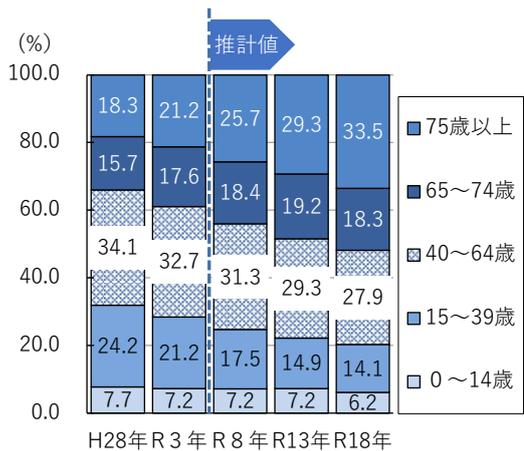


- ◆ 50歳代から70歳代の人口が多く、それより若い世代が少なくなっています。少子高齢化と人口減少が進んでいます。
- ◆ 65歳以上の人口の割合は、5年で5ポイント程度の増加、人口は5年で250人程度の減少が続くことが予想されます。
- ◆ 10年から15年後には65歳以上人口が半数を超え、75歳以上人口が3分の1を超える見込みとなっています。

■年齢別人口の推移と将来展望

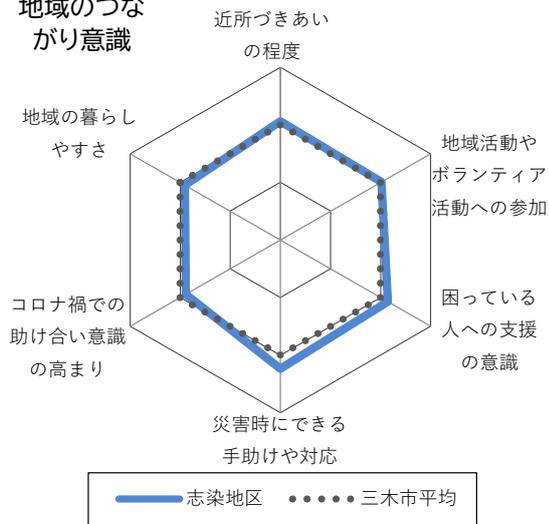


■年齢別人口割合の推移と将来展望



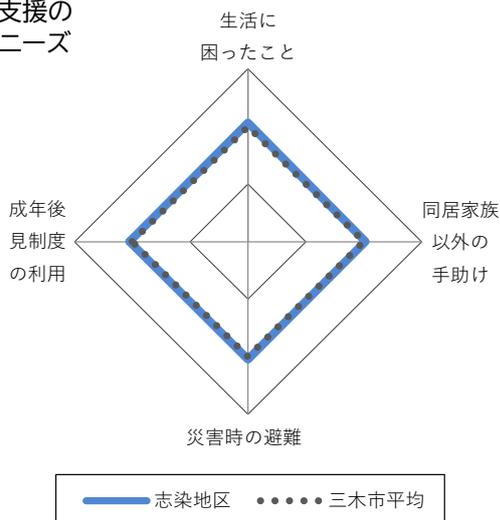
【市民アンケート調査より】

地域のつながり意識

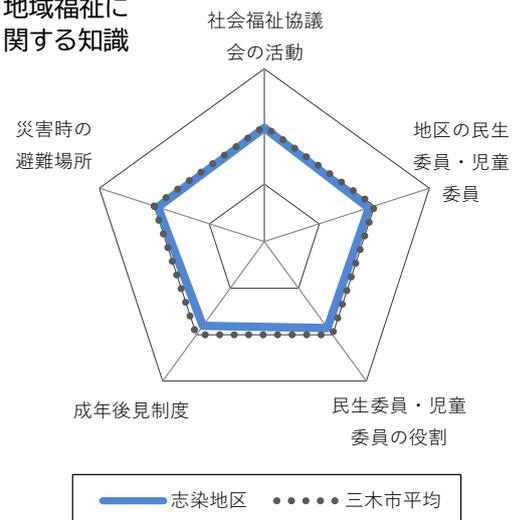


- ◆地域のつながり意識については、三木市の平均的な回答状況に近い数値となっていますが、災害時にできる手助けや対応、困っている人への支援の意識については、やや高くなっています。
- ◆支援のニーズについても、ほぼ三木市平均と同程度ですが、高齢化が急速に進むことが見込まれており、支援を必要とする人の割合は今後増加していくことが予想されます。
- ◆地域福祉に関する知識についてもほぼ平均並みですが、全体的にやや低めとなっています。

支援のニーズ



地域福祉に関する知識



※ここでは、レーダーチャート（複数の項目を比較して全体像をわかりやすく示すグラフ）を用いて、市民アンケート調査における各地区の住民の意識や現状を示しています。各項目の質問への回答を得点化し、三木市の平均と地区の平均を比較したもので、地区の平均（青色の線）が、三木市の平均（点線）より外側にあるほど、肯定的な回答（意識・ニーズ・知識がある）が多く、内側にあるほど少ないことを示しています。

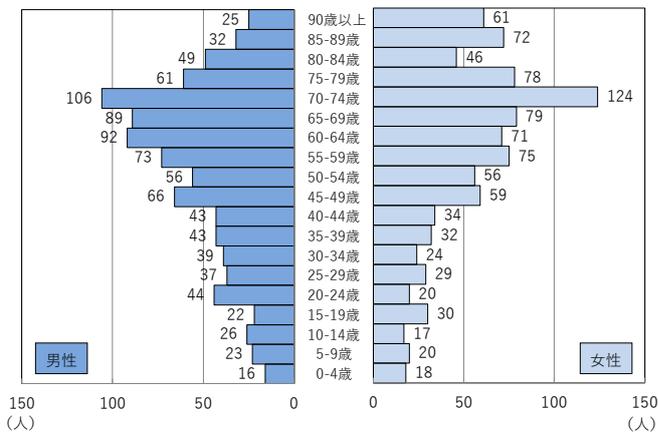
細川地区

若い世代の人口が少なく、高齢化と人口減少が進んでいます。高齢化率が最も高く、今後10年程度で5割を超える見込みです。地域活動への参加は活発で、民生委員・児童委員について知る人も多く、こうした関係を地域の支え合いに生かしていく必要があります。



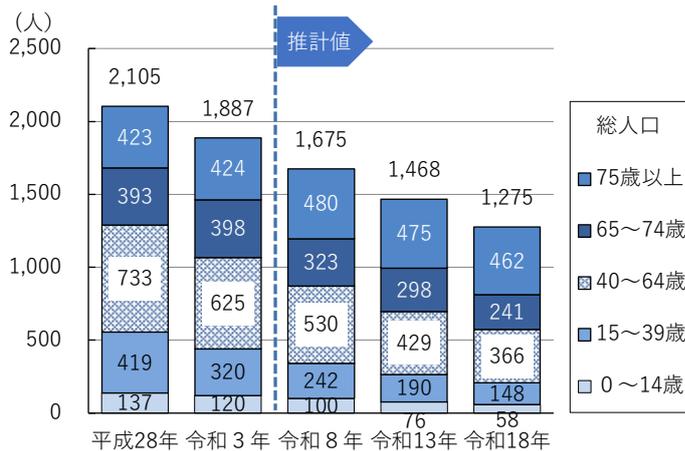
【人口統計より】

■人口ピラミッド（令和3年3月末時点）

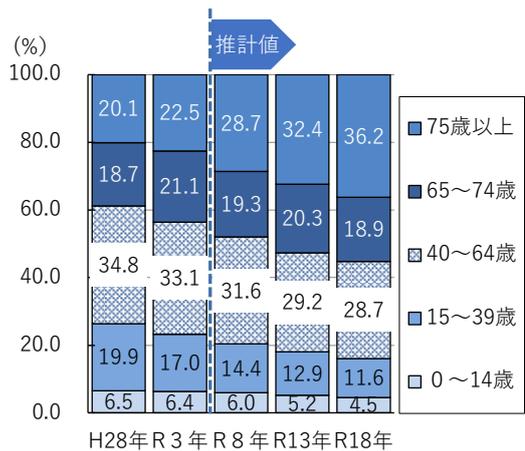


- ◆ 60歳代から70歳代の人口が多く、それより若い世代が少なくなっており、特に30歳代以下の年代が少なくなっています。
- ◆ 15年後の人口は現在の3分の2程度まで減少することが見込まれています。
- ◆ 高齢化率は40%を超え、10地区の中で最も高くなっていますが、今後10年程度で5割を超えて推移する見込みです。

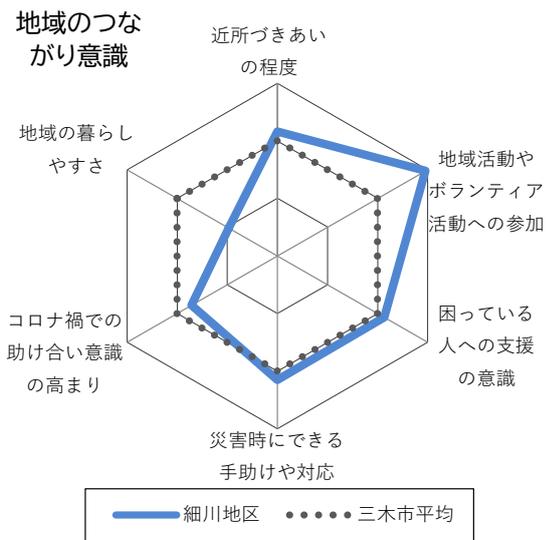
■年齢別人口の推移と将来展望



■年齢別人口割合の推移と将来展望



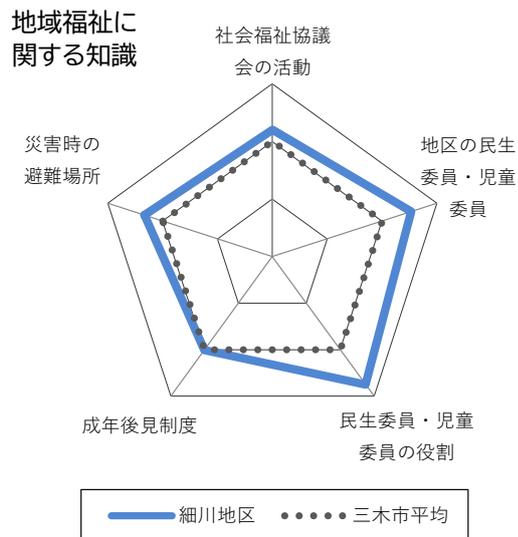
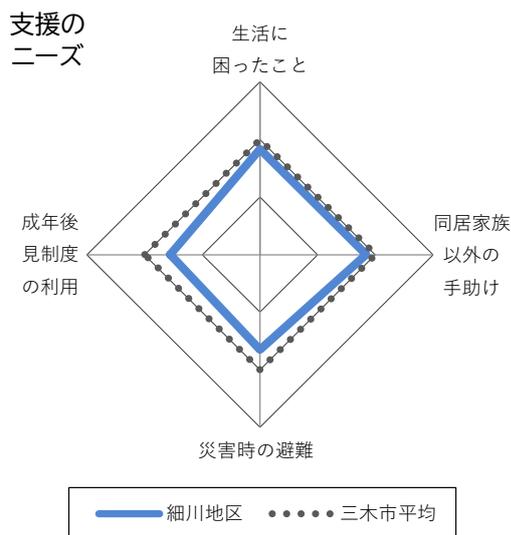
【市民アンケート調査より】



◆地域活動やボランティア活動に参加する人の割合は、最も高くなっています。一方で、地域の暮らしやすさについては、否定的に回答する人が多くなっています。

◆支援のニーズについては、あまり感じていない人が多くなっています。

◆地域福祉に関する知識については、全体的に高くなっており、特に地区の民生委員・児童委員を知っている人、民生委員・児童委員の役割について知っている人が多くなっています。



※ここでは、レーダーチャート（複数の項目を比較して全体像をわかりやすく示すグラフ）を用いて、市民アンケート調査における各地区の住民の意識や現状を示しています。各項目の質問への回答を得点化し、三木市の平均と地区の平均を比較したもので、地区の平均（青色の線）が、三木市の平均（点線）より外側にあるほど、肯定的な回答（意識・ニーズ・知識がある）が多く、内側にあるほど少ないことを示しています。

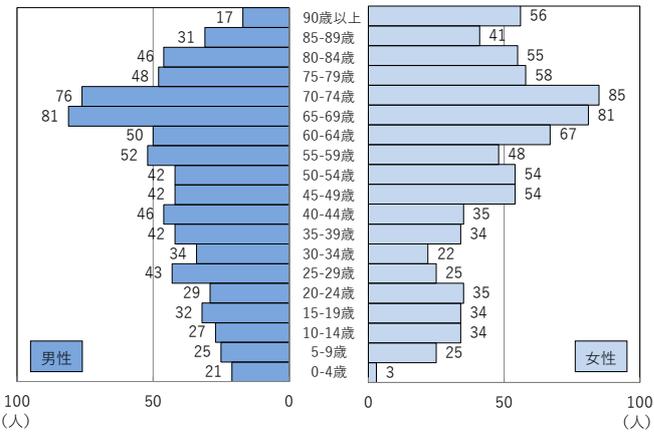
口吉川地区

10 地区の中で最も人口が少なく、今後も人口減少が見込まれています。交通事情等を反映して、暮らしにくさを感じている人が多い一方、地域活動に参加したり、地域福祉についてよく知る人が多く、こうした意識を地域の支え合いに生かしていく必要があります。



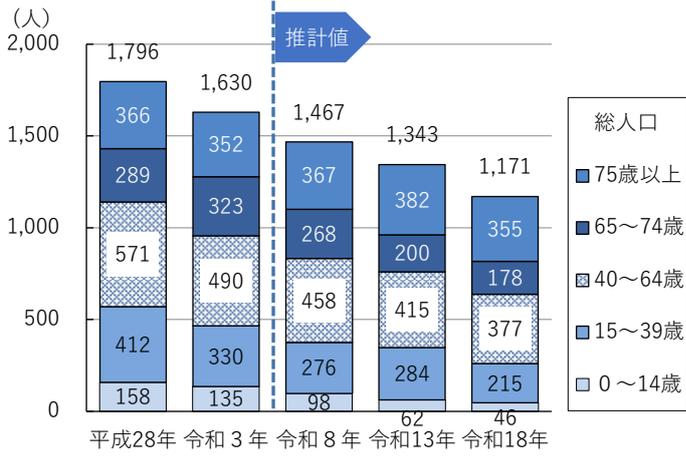
【人口統計より】

■人口ピラミッド（令和3年3月末日時点）

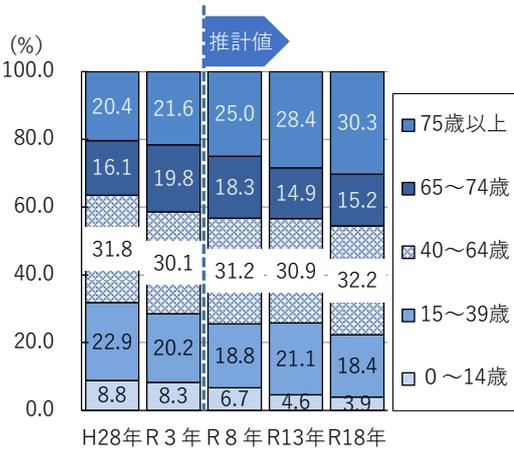


- ◆ 10 地区の中では最も人口の少ない地区で、65 歳から 74 歳が最も多くなっています。
- ◆ 若年人口がある程度維持されており、高齢化率は 4 割を超えていますが、将来的に大きくは増加しない見込みです。
- ◆ 今後 10 年から 15 年で、人口減少とともに子どもの数が 3 分の 1 程度に減少することが予想されます。

■年齢別人口の推移と将来展望

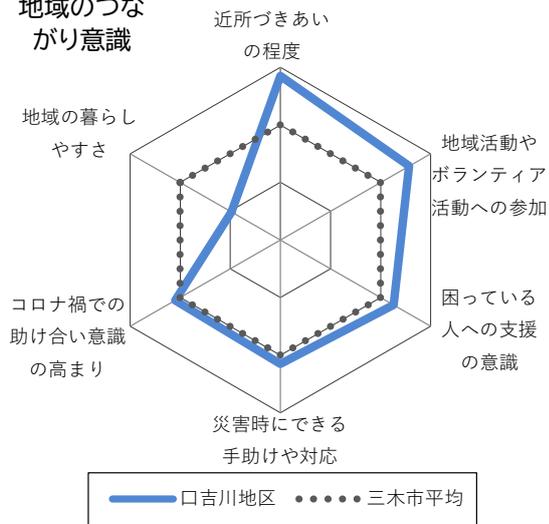


■年齢別人口割合の推移と将来展望



【市民アンケート調査より】

地域のつながり意識

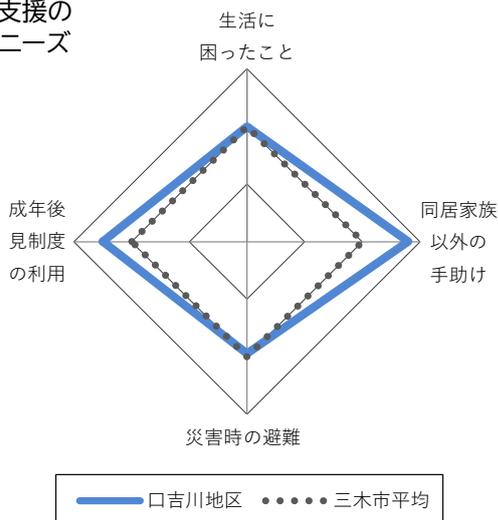


◆三木市平均と比べて積極的な近所づきあいをしている人が多く、地域活動やボランティア活動への参加率も高くなっています。一方で、地域の暮らしやすさについては否定的な回答が多くなっています。

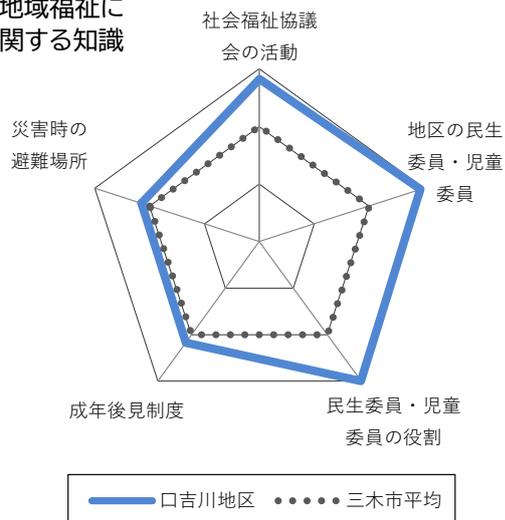
◆同居家族以外の手助けを必要とする人が多く、成年後見制度の利用が必要な人が周囲にいるという人も多くなっています。

◆地域福祉に関する知識は全体的に高く、中でも社会福祉協議会と民生委員・児童委員については、よく知っている人が多くなっています。

支援のニーズ



地域福祉に関する知識



※ここでは、レーダーチャート（複数の項目を比較して全体像をわかりやすく示すグラフ）を用いて、市民アンケート調査における各地区の住民の意識や現状を示しています。各項目の質問への回答を得点化し、三木市の平均と地区の平均を比較したもので、地区の平均（青色の線）が、三木市の平均（点線）より外側にあるほど、肯定的な回答（意識・ニーズ・知識がある）が多く、内側にあるほど少ないことを示しています。

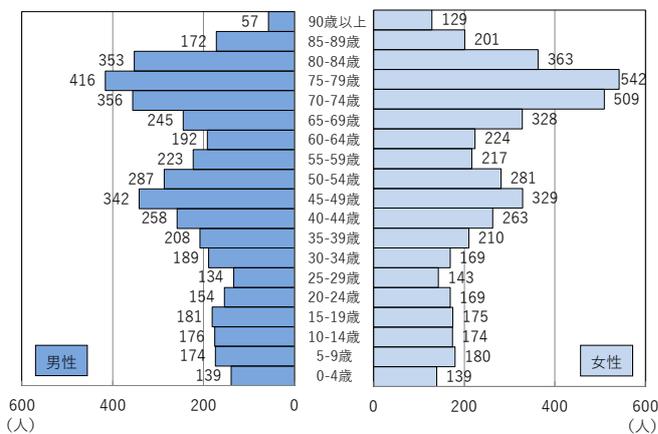
緑が丘地区

現在でも人口の約4分の1が75歳以上となっており、支援を必要とする人も多くなっています。一方で子育て世代の転入もあり、子ども数も増加しています。暮らしやすさを感じている人が多く、住み続ける中で地域の関係づくりを深めていくことが求められます。



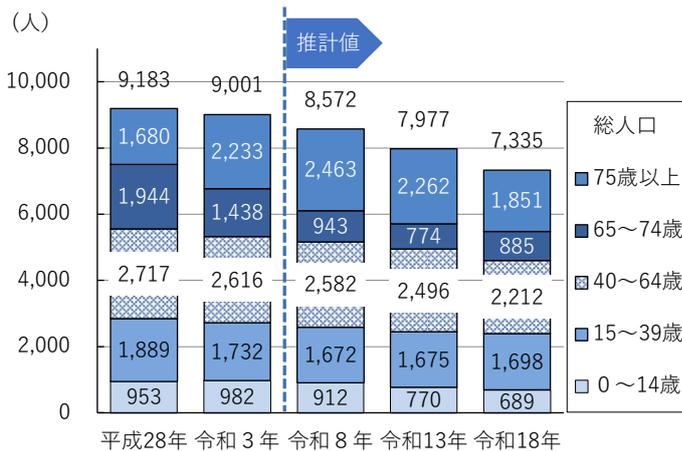
【人口統計より】

■人口ピラミッド（令和3年3月末日時点）

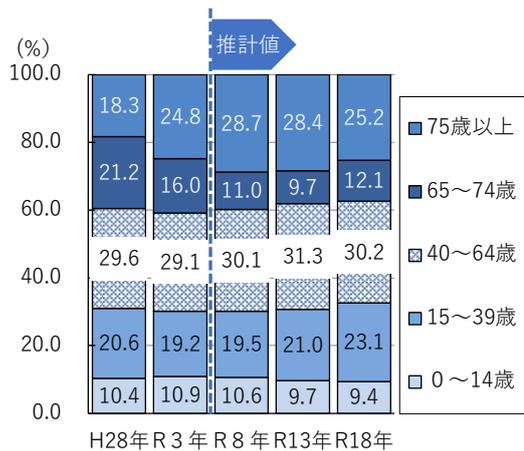


- ◆70歳後半の人口が最も多く、75歳以上人口率24.8%は、10地区の中では最も高くなっています。
- ◆一方で、近年は子育て世代の転入もあり、子どもの人口はやや増加しています。
- ◆75歳以上人口の割合は引き続き高く推移しますが、一方で、子どもの数もある程度維持される見込みです。

■年齢別人口の推移と将来展望

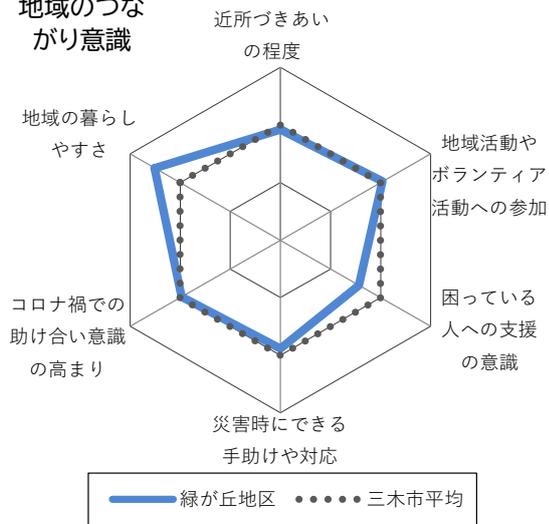


■年齢別人口割合の推移と将来展望



【市民アンケート調査より】

地域のつながり意識

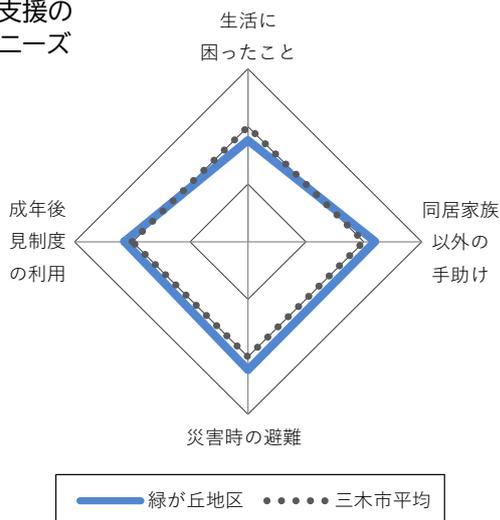


◆地域の暮らしやすさについては肯定的な回答が多くなっています。一方で困っている人への支援の意識は低くなっています。

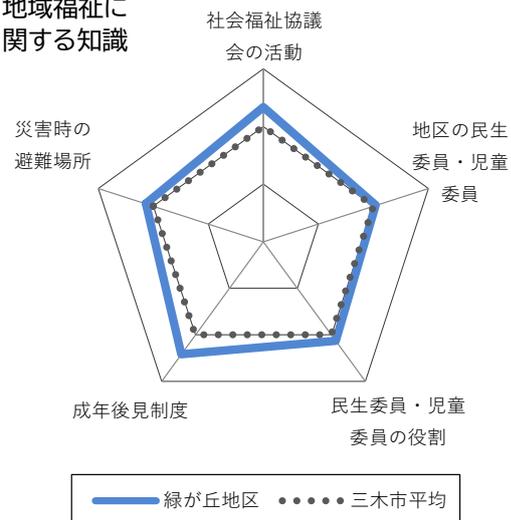
◆生活に困ったことがあるという人はやや少ない一方で、災害時の避難を一人ではできない人がやや多くなっています。

◆地域福祉に関する知識については、全体的に三木市平均より高くなっており、中でも社会福祉協議会の活動についてと、成年後見制度については、知っているという人が多くなっています。

支援のニーズ



地域福祉に関する知識



※ここでは、レーダーチャート（複数の項目を比較して全体像をわかりやすく示すグラフ）を用いて、市民アンケート調査における各地区の住民の意識や現状を示しています。各項目の質問への回答を得点化し、三木市の平均と地区の平均を比較したもので、地区の平均（青色の線）が、三木市の平均（点線）より外側にあるほど、肯定的な回答（意識・ニーズ・知識がある）が多く、内側にあるほど少ないことを示しています。

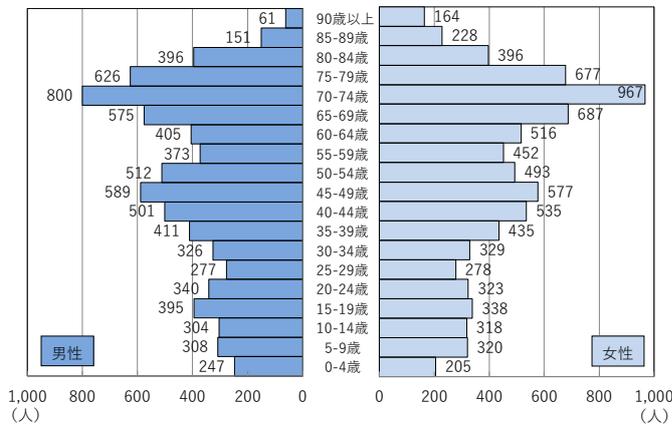
自由が丘地区

75歳以上人口の割合が急速に上昇しており、当面はその傾向が続きます。自治会活動が低迷してきていることが報告されており、今後支え合える地域づくりに向け、住民相互のつながりを新たに創っていくことが求められます。



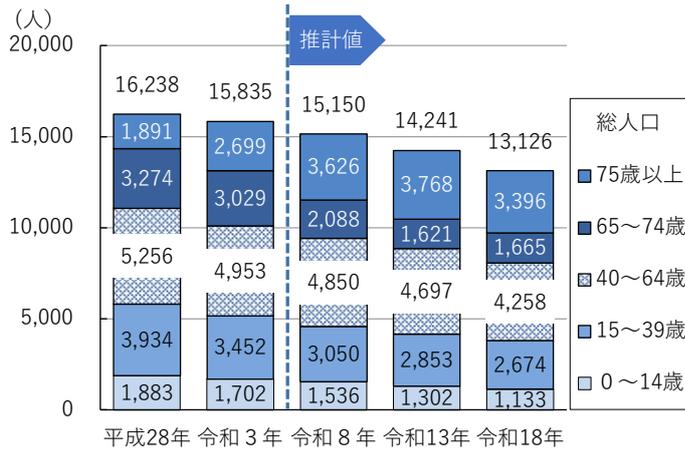
【人口統計より】

■人口ピラミッド（令和3年3月末時点）

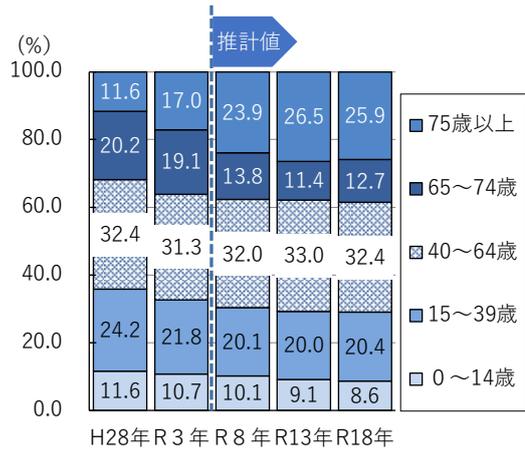


- ◆70歳前半の人口が男女とも特によくなっています。今後はこの年代の年齢が上がることで、75歳以上人口の割合が増加する見込みです。
- ◆子育て世代が新しく転入してくることが減り、子どもの人口が減少傾向となっています。
- ◆当面は、少子高齢化と人口減少が継続していくことが見込まれます。

■年齢別人口の推移と将来展望

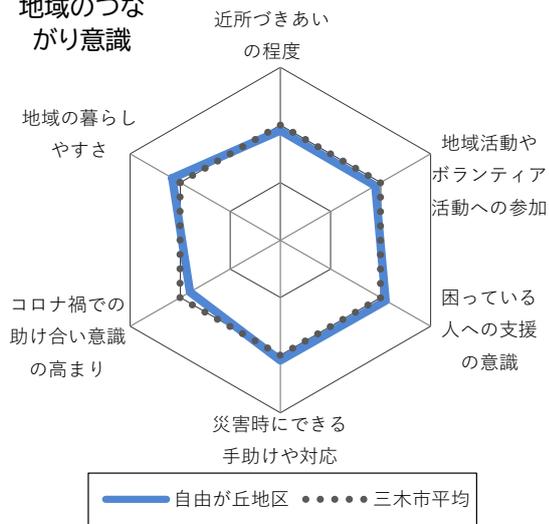


■年齢別人口割合の推移と将来展望



【市民アンケート調査より】

地域のつながり意識

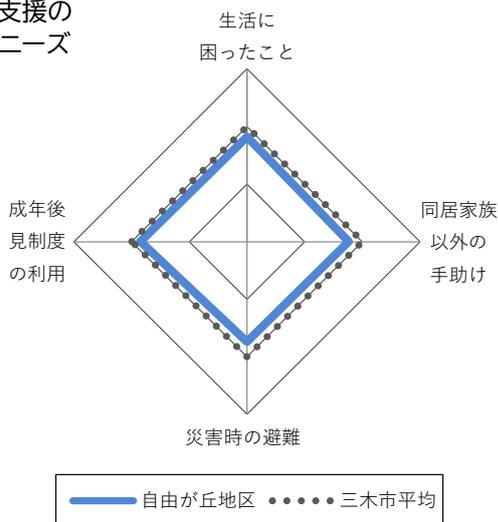


◆地域のつながり意識に関する項目は、ほぼ三木市の平均的な状況ですが、コロナ禍での助け合い意識の高まりを感じている人はやや少なく、暮らしやすい地域だと感じている人がやや多くなっています。

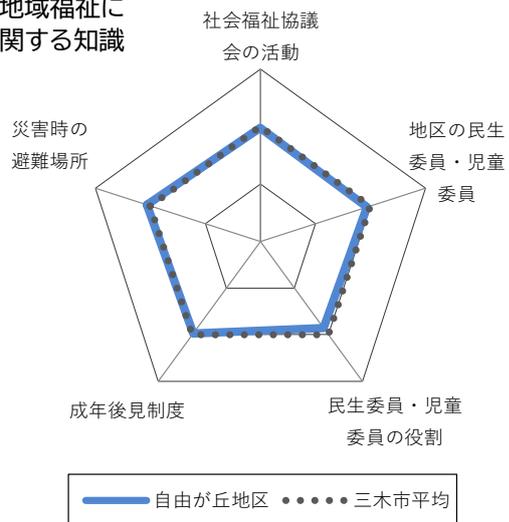
◆支援のニーズは全体的に三木市平均を下回っており、他者の助けが必要だと感じている人は、やや少ない傾向です。

◆地域福祉に関する知識については、ほぼ三木市平均並みですが、民生委員・児童委員については知っている人がやや少なくなっています。

支援のニーズ



地域福祉に関する知識



※ここでは、レーダーチャート（複数の項目を比較して全体像をわかりやすく示すグラフ）を用いて、市民アンケート調査における各地区の住民の意識や現状を示しています。各項目の質問への回答を得点化し、三木市の平均と地区の平均を比較したもので、地区の平均（青色の線）が、三木市の平均（点線）より外側にあるほど、肯定的な回答（意識・ニーズ・知識がある）が多く、内側にあるほど少ないことを示しています。

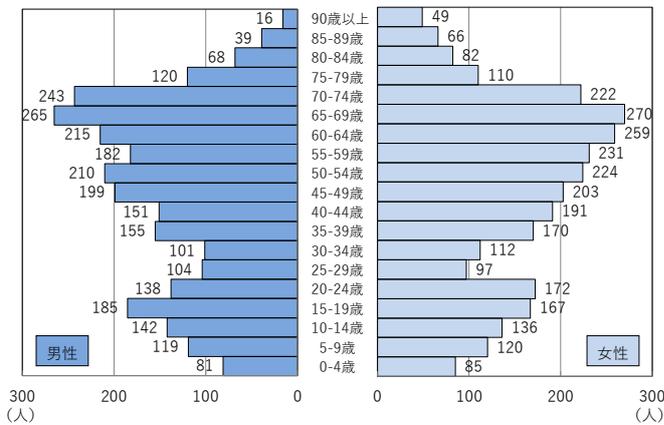
青山地区

市内では住民の年齢構成が若い地区で、現在は支援のニーズも多くはありませんが、今後人口の多い年代が高齢化することで、支援を必要とする人が増加する見込みです。新しい課題に対応する体制づくりを進めていくことが求められます。



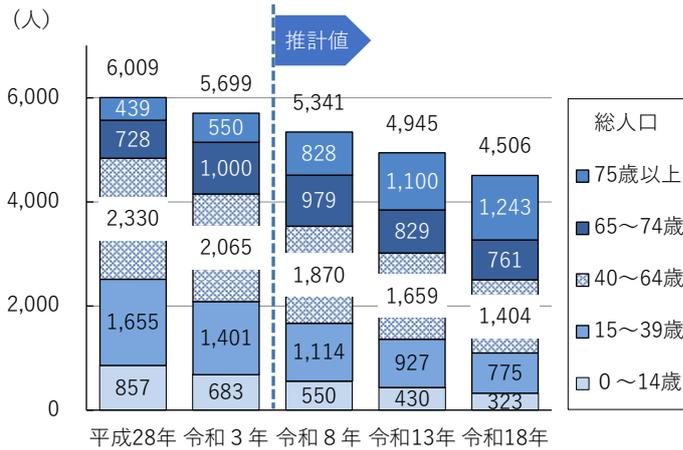
【人口統計より】

■人口ピラミッド（令和3年3月末日時点）

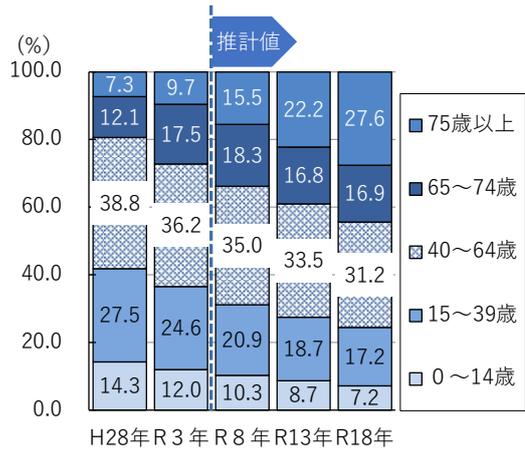


- ◆40歳代から70歳代前半までの人口が多くなっており、75歳以上人口の割合は10地区の中で最も低くなっています。
- ◆今後、人口の多い世代が高齢化していくことで、支援が必要な高齢者が増加していくことが予想されます。
- ◆若い世代の転出で子どもの数が減っており、引き続き子どもの数が減少する見込みです。

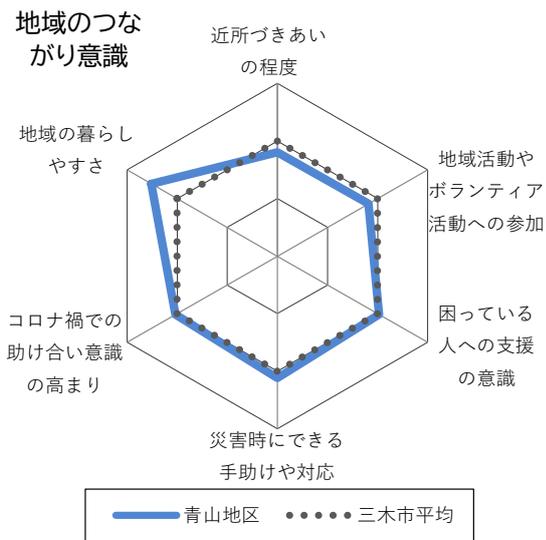
■年齢別人口の推移と将来展望



■年齢別人口割合の推移と将来展望



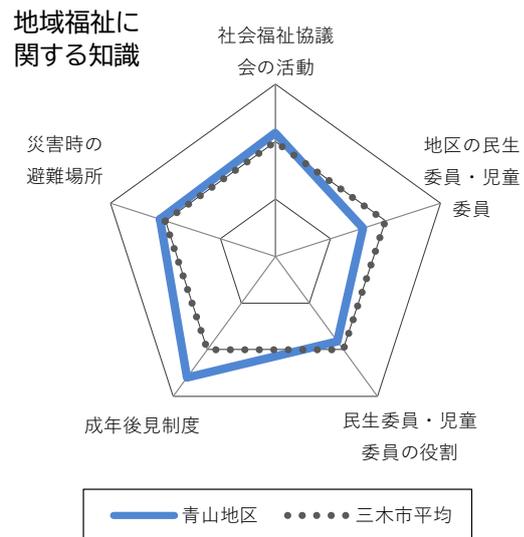
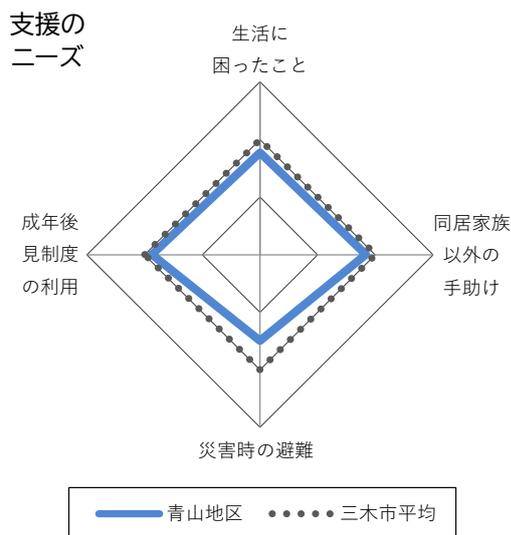
【市民アンケート調査より】



◆近所づきあいの程度、地域活動やボランティア活動への参加は、三木市平均を下回っている一方、地域の暮らしやすさについては、肯定的に回答する人が多くなっています。

◆支援が必要な高齢者の少ない現状を反映して、支援のニーズは全体的に低く、災害時にも一人で避難できるという人が多くなっています。

◆地域福祉に関する知識については、成年後見制度について知っているという人が多い一方、地区の民生委員・児童委員を知っている人は少なくなっています。



※ここでは、レーダーチャート（複数の項目を比較して全体像をわかりやすく示すグラフ）を用いて、市民アンケート調査における各地区の住民の意識や現状を示しています。各項目の質問への回答を得点化し、三木市の平均と地区の平均を比較したもので、地区の平均（青色の線）が、三木市の平均（点線）より外側にあるほど、肯定的な回答（意識・ニーズ・知識がある）が多く、内側にあるほど少ないことを示しています。

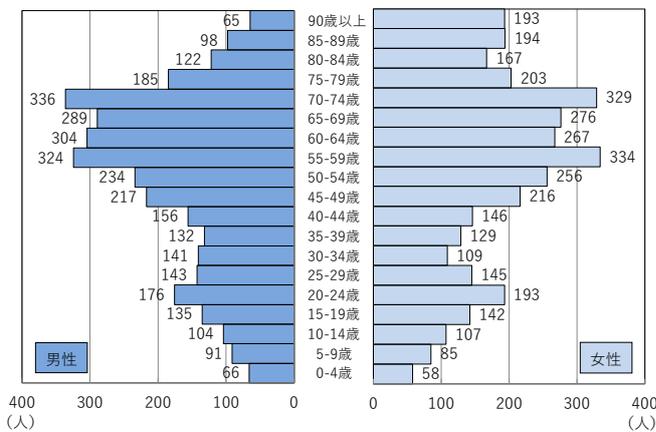
吉川地区

少子高齢化と人口減少が続いています。地域活動への参加は活発で、地域福祉に関する知識を持っている人も多い一方、家族以外の手助けを求めようとしない状況もあります。地域での支え合い・助け合いの関係づくりを深めていくことが課題です。



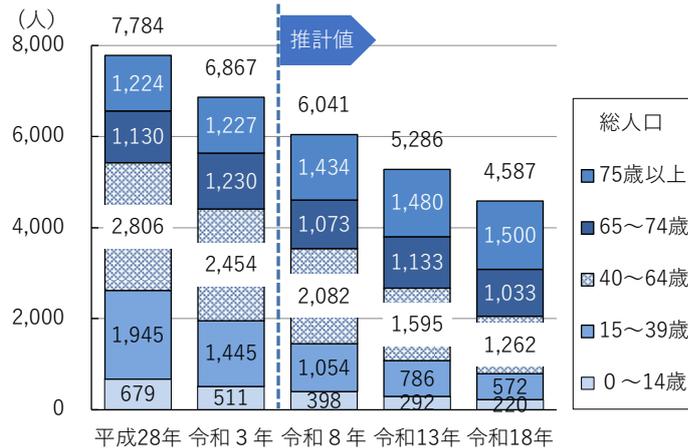
【人口統計より】

■人口ピラミッド（令和3年3月末日時点）

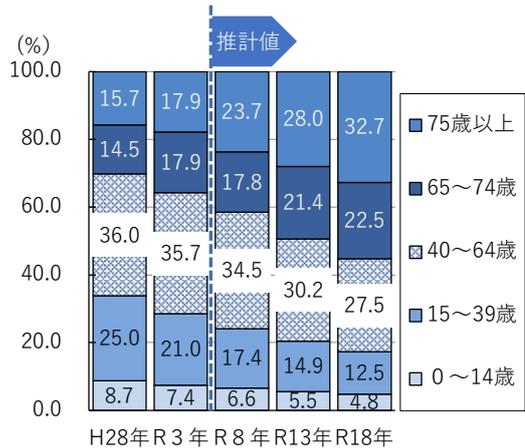


- ◆ 50歳代から70歳代前半までの人口が多く、口吉川地区と並んで85歳以上の女性が多いのも特徴です。
- ◆ 若者の転出に伴う人口減少が続いており、子どもの数も急速に減少しています。
- ◆ 今後は、人口の多い世代が高齢化していくことで、高齢化率の上昇が続くことが見込まれます。若者の転出が続けば、さらなる少子化が予想されます。

■年齢別人口の推移と将来展望

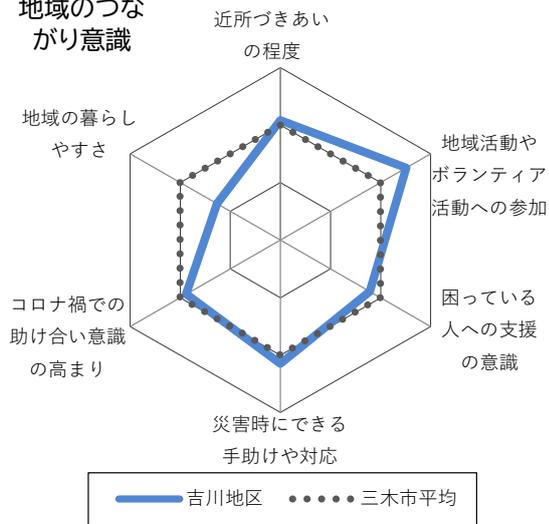


■年齢別人口割合の推移と将来展望



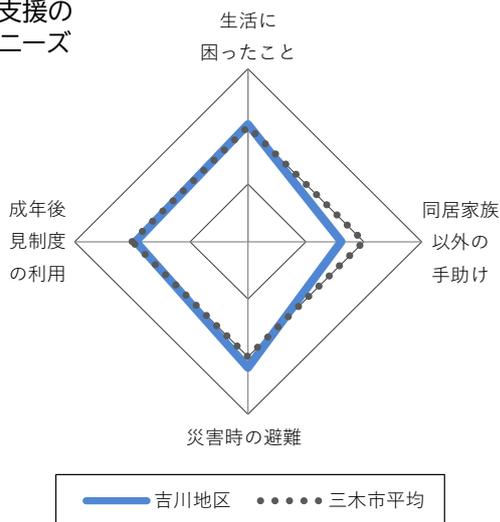
【市民アンケート調査より】

地域のつながり意識

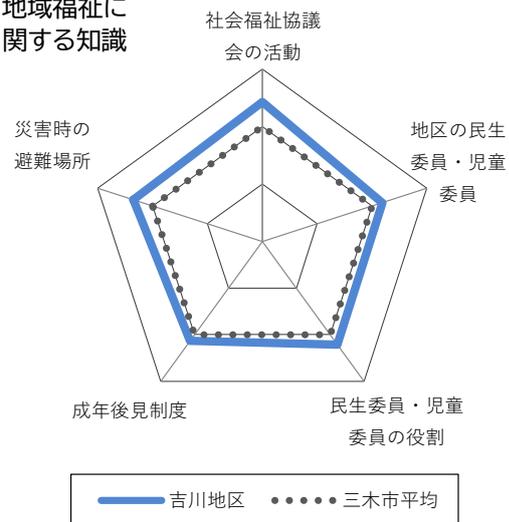


- ◆地域活動やボランティア活動に参加する人が多くなっています。一方で、地域の暮らしやすさには否定的な回答をする人が多く、困っている人への支援の意識もやや低くなっています。
- ◆支援のニーズについては、同居家族以外の手助けが必要だと回答した人が少なくなっています。
- ◆地域福祉に関する知識は全体的に高く、中でも社会福祉協議会の活動や災害時の避難場所については、知識を持っている人が多くなっています。

支援のニーズ



地域福祉に関する知識



※ここでは、レーダーチャート（複数の項目を比較して全体像をわかりやすく示すグラフ）を用いて、市民アンケート調査における各地区の住民の意識や現状を示しています。各項目の質問への回答を得点化し、三木市の平均と地区の平均を比較したもので、地区の平均（青色の線）が、三木市の平均（点線）より外側にあるほど、肯定的な回答（意識・ニーズ・知識がある）が多く、内側にあるほど少ないことを示しています。

2 用語集

【あ行】

◆インフォーマルサービス

家族、近隣、ボランティア等が行う非公式な保健福祉サービス。

◆NPO

ノンプロフィットオーガニゼーション（non profit organization）の略。民間非営利団体。利益を目的とせず、社会的な活動を行う民間団体。特定非営利活動促進法に基づく認証を受けるNPO法人と任意団体として活動する組織がある。

◆遠隔手話通訳サービス

手話通訳者の同行や配置ができない場合に、スマートフォンやタブレット等のビデオ通話機能を利用して、手話通訳者による通訳を遠隔で受けられるサービス。

【か行】

◆介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護が必要な人の複数のニーズを満足させるために、適切な社会資源と結び付ける手続きを実施する者。アセスメント、ケア計画作成、ケア計画実施での諸能力が必要とされる。

◆くらしあんしんシート

災害時において、避難の支援が必要でかつ名簿情報の提供に同意される方を対象に、災害時の避難支援を行う上で必要な情報や、日頃の見守り活動に必要な情報を把握するために民生委員・児童委員が対象者を訪問して作成するもの。

◆ケアマネジメント

要介護者等のサービス利用者が、そのニーズを満たすケアサービスなどを総合的に利用できるよう調整すること。

◆権利擁護

寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者など、自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって主張し、本人の権利を守ること。

◆交通弱者

自動車中心の社会において、年少者、要介護者、高齢者や障がい者などで、自分で車を運転することができない、または車を所有しておらず公共交通機関に頼らざるを得ないために移動が制約される人。または、交通事故の被害にあいやすい子どもや高齢者等のこと。

◆合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮や調整のこと。

◆高齢化率

全人口に占める 65 歳以上人口の占める割合。高齢化率 7.0%以上で「高齢化社会」、14.0%以上で「高齢社会」と言われる。

◆コミュニティ

地域の様々な課題に対して共通の認識を持って、助け合いながらよりよい生活環境を目指して活動する地域で生活する人々の集まり。

【さ行】

◆災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行なう応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行っている。

◆サロン

社交的な集まりの場。地域で団らんや娯楽などで気軽に集える場所。本市では、地域で広く開かれ、地域にお住まいの方が気軽に参加でき、ふれあいを通じ仲間づくりや見守り、共に支え合う集いの場としての「ふれあいサロン」の活動を支援している。

◆市民協議会（まちづくり協議会）

地域の活性化、地域課題解決のために各地域の各種団体やボランティアなどによって組織され、住民が主体的に活動する組織。

◆市民後見人

親族以外の一般市民による成年後見人を指す。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から後見人として選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う制度。

◆社会資源（地域資源）

生活上のニーズを充足する様々な物資や人材、制度、技能の総称。行政などから提供される制度サービスなどのフォーマルサービスと、近隣の人々や友人などのインフォーマルサービスに分類される。

◆社会福祉協議会（社協）

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。社会福祉法 109 条に位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などを行うこととされている。

◆社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

◆重層的支援体制整備事業

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状を踏まえ、相談や困りごとを市町村の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目的として、令和 3 年度に開始された事業。多機関の連携による属性や世代を問わない包括的な相談支援体制づくり、支援を必要とする人のニーズに対応した支援の体制づくりを通じた参加の支援、住民同士の顔の見える関係の育成や地域課題への取組を推進する地域づくりの 3 つの支援を一体的に実施する事業。

◆身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳。

◆生活困窮者

生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されており、生活保護の対象者だけでなく、現在は生活保護を受けてはいないけれども、将来的には受給対象者になるおそれのある人を含めている。

◆生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者等の生活支援及び介護予防支援サービス等を地域で提供する体制の整備を推進するために地域ごとに配置され、地域課題に取り組む協議体の設置をはじめとする住民主体の活動づくりをサポートする人。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある人が各種の支援を受けるために必要な手帳。

◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な人は、財産管理や身上

監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあるため、成年後見人などの第三者の関与を受けることにより、判断能力の不十分な人を保護し支援する制度。

◆成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めた計画。

◆セーフティーネット

困難な状況に陥った場合の援助や、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置を意味する。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいう。

◆相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う専門職。

【た行】

◆第三者評価事業

事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業のこと。個々の事業者が、事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としている。

◆ダブルケア

子育てと介護とを同時期に行わなければならない状況のこと。また、そのような状況にある人のことをダブルケアラーと呼ぶ。

◆地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。

◆地域ケア会議

地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関・団体が集まり、支援の課題や利用できる社会資源等について検討したり、個別の課題について支援の方策について検討する会議のこと。

◆地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

◆地域包括ケアシステム

重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のこと。

◆地域包括支援センター

平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止等様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していく機関。

◆地域密着型サービス

要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。

◆当事者団体

社会問題の当事者が自分たちの問題を自分たちで解決するために集まってつくった団体を指す。会員間の交流による孤立感の解消や情報交換による問題解決の促進とともに、支援の受け手として、当事者の思いや主張を他の市民や行政に伝える役割を果たしている。

【な行】

◆ニーズ

必要、要求、需要。地域福祉では、何らかの支援を必要とする状況があることを言う。

◆認知症

色々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、動きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態。

◆認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する応援者。

◆ネットワーク

保健・福祉・医療に関わる人的資源や社会資源が相互に連携して支援の質を高めることや、それらと地域が有する人的資源や社会資源が結びついた、課題解決のための幅広いつながりのこと。

【は行】

◆8050問題

中高年のひきこもり状態にある子どもが高齢の保護者に経済面や生活面で依存する状態に陥ることを社会的な問題として取り上げる言葉。

◆ピアカウンセリング

障がいのある人を対象とした相談を、同様に障がいのある人が行うように、同じような立場・境遇にある人同士が、対等な立場で相談支援を行うこと。

◆ひきこもり

特定の病気や障がいではなく、ひきこもっている「状態」を指す言葉。厚生労働省の定義等によると、自宅にひきこもって学校や仕事に行かずに、家族以外との親密な対人関係がない状態が6ヵ月以上続いている状態を指す。程度は人によって異なり、まったく自宅や自室から出られない人だけでなく、買い物のために外出することはできる人もいる。

◆法人後見

NPOや社会福祉法人等の、法人が成年後見人になること。

◆ボランティア活動プラザみき

三木市社会福祉協議会に設置され、市民のつながりと協働による多様なボランティア・市民活動の創造を推進することを目的として、ボランティア活動の支援や情報発信等の活動を行う組織。

【ま行】

◆見守りSOSネットワーク

認知症高齢者等が行方不明になった時に対応するため、警察や関係機関を含め、市民が幅広く参加する行方不明高齢者等の捜索・発見・通報・保護や見守りのためのネットワーク。

◆民生委員・児童委員

民生委員とは、厚生労働大臣の委嘱を受け、住民の要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らしの高齢者や障がい者等の訪問や相談などの支援を行う民間の奉仕者。児童委員は、児童問題に関わる行政機関や児童・青少年育成者・学校関係者と協力し、地域で子どもが健やかに

育つ環境づくりや各種相談・援助を行う民間の奉仕者であり、児童福祉法において民生委員が兼ねることとされている。

◆民生・児童協力委員

地域ごとに委嘱され、民生委員・児童委員に協力して、地域で福祉活動を行うボランティア。

【や行】

◆ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

【ら行】

◆老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に、65歳以上の高齢者の介護を、自身も高齢者である家族（配偶者や子ども、きょうだい等）が行うことを指す。

◆療育手帳

知的障がいのある人が各種の支援を受けるために必要な手帳。知能検査や社会性、生活能力などを勘案して知的障がいと判定された人に交付される。

3 三木市社会福祉審議会条例

平成8年10月1日

条例第23号

改正 平成18年3月29日条例第9号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、三木市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 社会福祉行政の円滑な運営とその推進を図り、市民が安心して共に暮らせる福祉のまちづくりを実現するため、必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体の代表者
- (3) 地区組織の代表者
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、当該特別事項を明示して臨時的に特別委員を委嘱又は任命することができる。

2 特別委員の任期は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事15人以内を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて所掌事項について、委員を補佐する。

(意見の聴取等)

第9条 会長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三木市児童福祉施設運営審議会条例の廃止)

2 三木市児童福祉施設運営審議会条例(昭和45年三木市条例第19号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年三木市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「児童福祉施設運営審議会委員」を「社会福祉審議会委員」に改める。

附 則(平成18年3月29日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

4 三木市社会福祉審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

【任期：令和3年6月1日～令和5年5月31日】

No.	氏名	所属団体等	委員区分
1	遠藤 俊子	関西国際大学	学識経験者(3条2項1号)
2	逢坂 悟郎	加東健康福祉事務所	学識経験者(3条2項1号)
3	植田 吉則	三木市社会福祉協議会	社会福祉団体の代表者(3条2項2号)
4	秋田 豊彦	三木市連合民生委員児童委員協議会	社会福祉団体の代表者(3条2項2号)
5	小野 妙子	ほのぼの会	社会福祉団体の代表者(3条2項2号)
6	藪本 宏幸	三木市区長協議会連合会	地区組織の代表者(3条2項3号)
7	鳥羽 聰	三木市老人クラブ連合会	地区組織の代表者(3条2項3号)
8	井上 典子	三木市健康福祉部長	行政機関の職員(3条2項4号)
9	堀井 弘幸	三木市医師会	その他市長が適当と認める者(3条2項5号)
10	横尾 加名子	三木市歯科医師会	その他市長が適当と認める者(3条2項5号)
11	北上 亜矢子	公募委員	その他市長が適当と認める者(3条2項5号)
12	大相 千佐子	公募委員	その他市長が適当と認める者(3条2項5号)
13	青木 芳子	公募委員	その他市長が適当と認める者(3条2項5号)
14	竹内 将史	公募委員	その他市長が適当と認める者(3条2項5号)
15	久山 悦孝	公募委員	その他市長が適当と認める者(3条2項5号)

令和3年6月1日現在

5 計画の策定経過

日程	会議等	主な内容
令和3年 1月4日 ～1月20日	三木市地域福祉計画策定に向けた 市民アンケート調査の実施	○三木市在住の18歳以上を対象に 3,000人を実無作為抽出し、郵送による 配付・回収 ○有効回答数：1,449通、有効回答率： 48.3%
令和3年 7月28日	令和3年度 第1回三木市社会福祉審議会	○第4期地域福祉計画策定について諮 問 ○第4期地域福祉計画の策定方針につ いて ○第4期地域福祉計画の策定スケジ ュールについて
令和3年 8月27日	令和3年度 第1回三木市社会福祉幹事会	○第3期三木市地域福祉計画に基づく 事業評価について ○地域福祉団体への調査について
令和3年 9月～10月	三木市地域福祉計画策定に向けた 地域団体等調査の実施	○民生委員・児童委員、老人クラブ等 を対象としたヒアリング調査
令和3年 10月1日	令和3年度 第2回三木市社会福祉幹事会	○第4期三木市地域福祉計画の骨子に ついて
令和3年 10月27日	令和3年度 第2回三木市社会福祉審議会	○第4期三木市地域福祉計画の骨子に ついて
令和3年 11月17日	令和3年度 第3回三木市社会福祉幹事会	○第4期三木市地域福祉計画の素案に ついて
令和3年 11月30日	令和3年度 第4回三木市社会福祉幹事会	○第4期三木市地域福祉計画の素案に ついて
令和3年 12月15日	令和3年度 第3回三木市社会福祉審議会	○第4期三木市地域福祉計画の素案に ついて
令和4年 1月12日 ～2月14日	パブリックコメントの実施	○第4期三木市地域福祉計画（案）に ついての意見募集
令和4年 3月17日	令和3年度 第4回三木市社会福祉審議会	○第4期地域福祉計画策定について答 申 ○第4期三木市地域福祉計画（案）に ついて

第4期三木市地域福祉計画

発行日：令和4年3月

発行：三木市 編集：三木市健康福祉部福祉課

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

TEL：0794-82-2000 FAX：0794-82-9943
